

# 自治労福島県本部第5回単組代表者会議

日 時 2025年4月18日(金)13:30~15:00  
会 場 福島市「福島県青少年会館 大研修室」

1. 開 会
2. 座長選出
3. 中央執行委員長挨拶
4. 議 事
5. 座長解任
6. 閉 会

## — 協 議 事 項 —

- I 2025 春闘の中間集約と今後の対応について
- II 2025 県本部現業・公企統一闘争の推進について
- III 2026 年度各単組登録納入人員確定作業と 2025 年度県本部組織実態調査の実施について
- IV 自治労第 168 回中央委員会の開催と中央委員の割当について
- V 2025 年度県最低賃金引き上げ署名の取り組みについて
- VI 2026 年度地方財政確立に向けた地方自治法第 99 条に基づく議会採択の取り組みについて
- VII 県本部書記政策の周知について
- VIII 県本部機関会議の日程について
- IX 当面の日程について
- X その他

自 治 労 福 島 県 本 部

# 目 次

経過報告	1
1. 2025 春闘の中間集約と今後の対応について	12
2. 2025 県本部現業・公企統一闘争の推進について	14
3. 2026 年度各単組登録納入人員確定作業と 2025 年度県本部組織実態調査の 実施について	33
4. 自治労第 168 回中央委員会の開催と中央委員の割当について	38
5. 2025 年度県最低賃金引き上げ署名の取り組みについて	39
6. 2026 年度地方財政確立に向けた地方自治法第 99 条に基づく議会採択の 取り組みについて	45
7. 県本部書記政策の周知について	55
8. 県本部機関会議の日程について	58
9. 当面の日程について	60
10. その他	60

月	日	曜	時間帯	行 動 内 容	場 所	委	書	組	調	共	特	柳	央	佐	備 考		
3月14日	金			自治労3.14全国統一行動日													
		14:30 ~		県本部第4回中央執行委員会	福島市	福島G P 菱の間	●	●	●	●	●						
		18:00 ~		2025年度新旧合同役員会	福島市	福島G P 孔雀の間	●	●	●	●	●	●	●		●		
3月15日	土	9:00 ~		県本部新旧合同専従者会議	福島市	福島G P 樺の間	●	●	●	●	●						
		12:00 ~		自治労東北地連青年婦人協議会第4回二役会議(対面・WEB)	仙台市	宮城自治労会館										女性部	
		13:00 ~		2025原発のない福島を！県民大集会	福島市	パルセイイざか			●								
		13:00 ~		2025自治労秋田県本部組織競合単組交流集会	仙北市	秋田内陸縦貫鉄道貸切列車											二本松市職労(2名)
		13:30 ~		専門部会中間報告会	福島市	福島県青少年会館	●	●	●								
3月16日	日	9:00 ~		自治労東北地連青年婦人協議会第5回幹事会(対面・WEB)	仙台市	宮城県仙台市青葉区内 貸会議室										青年部・女性部	
		10:30 ~		自治労浜総支部青年部第57回定期総会	大熊町	CREVAおおくま											青年部/加藤
		10:30 ~		自治労浜総支部女性部第45回定期総会	大熊町	CREVAおおくま											女性部
3月17日	月			会津総支部オルグ(1日目)		会津地区管内			●								
				県南総支部オルグ		県南地区管内			●								
		12:00 ~		東北地連・自治体政策研究会「今後のあり方」検討会	仙台市	宮城自治労会館	●										
3月18日	火	14:00 ~		東北地連2025年次第1回委員長・書記長会議	仙台市	宮城自治労会館	●	●									
				会津総支部オルグ(2日目)		会津地区管内			●								
				県南総支部オルグ		県南地区管内			●								
3月19日	水	18:00 ~		県北総支部単組代表者会議	福島市	ラコバふくしま		●									
		18:00 ~		現業評議会 職場改善にむけた学習会6～自治体現場力の発揮にむけ～(WEB)													現業評
3月20日	木			会津総支部オルグ		県南地区管内		●									
		13:30 ~		県本部労働安全衛生担当定例会議(WEB)	福島市	執務室			●								
3月21日	金	10:00		浜総支部単組代表者会議及び春闘2次団体オルグ	大熊町	linkる大熊			●								
		9:30 ~		新採対策(組織化・共済推進)合同単組オルグ	飯館村他	浜・県職総支部				●	●						
3月22日	土			県南総支部オルグ		県南地区管内		●									
		13:30 ~		第2回東北地連書記協幹事会・書記代表者合同会議	仙台市	宮城自治労会館								●		書記会議	
3月23日	日																
3月24日	月	9:30 ~		新採対策(組織化・共済推進)合同単組オルグ	会津美里町他	会津・県職総支部				●	●						
		15:00		県市町村行政課要請行動	福島市	福島県庁	●	●	●	●							
3月25日	火			自治労3.25全国統一行動日													
		9:30 ~		新採対策(組織化・共済推進)合同単組オルグ	小野町他	県南総支部				●	●						
				県南総支部オルグ(小野町職、小野病職、石川町職)		県南地区管内				●							武田県南事務局長
3月26日	水			浜総支部オルグ(双葉町職、楡葉町職)		浜地区管内				●						末永浜総事務局長	
		10:00		県市長会要請行動	福島市	自治会館	●	●	●								
		10:30		県町村会要請行動	福島市	自治会館	●	●	●								
		13:30 ~		連合福島第3回組織センター委員会	福島市	ラコバふくしま	●		●								
		15:00 ~		東北地連政治連盟第1回幹事会(WEB)													議員連合/高梨・渡部(訓)
3月27日	木	18:00 ~		国保労組協議会臨時総会(WEB)												国保連労組	
		9:00 ~		第3回東北地連書記長会議	東京都	自治労会館 1階 会議室				●							
		13:30 ~		2025年度県本部書記長会議	東京都	主婦会館プラザエフ				●							
3月28日	金			福島市長面談	福島市	福島市役所	●										
3月29日	土																
3月30日	日																
3月31日	月	9:00 ~		県本部・県支部合同離任式	福島市	自治労福島県本部	●	●	●	●	●	●	●	●			

月日	曜	時間帯	行動内容	場	所	委	書	組	調	共	特	柳	央	佐	休	
4月1日	火		県本部辞令交付式	福島市	自治労福島県本部	●	●	●	●	●	●	●	●	●	休	
		9:30 ~	県本部内局役員着任式	福島市	自治労福島県本部	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
4月2日	水	13:30 ~	協働会館管理委員会	福島市	協働会館	●	●	●	●	●	●	●	●	●	休	
		16:00 ~	いわき市職連合新規採用職員組合説明会(市職)	いわき市	いわき市文化センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
		18:00 ~	県平和フォーラム第4回役員選考委員会	福島市	県平和フォーラム事務所	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
4月3日	木		東北地連第2回委員長会議(持ち回り開催)												休	
		13:00 ~	連合福島第6回三役会議	福島市	ラコバふくしま	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
		14:00 ~	連合福島第7回執行委員会	福島市	ラコバふくしま	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
4月4日	金		県本部第1回自治体議員連合会議【持ち回り開催】												議	
		12:00 ~	いわき市職連合新規採用職員組合説明会(病職)	いわき市	いわき市医療センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●		業
		11:00 ~	県本部現業評議会役員要請行動	新地町・福島市	新地町職労・福島市職労	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	16:45 ~	いわき市職連合新規採用職員組合説明会(市職)	いわき市	いわき市文化センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	堂		
4月5日	土	13:30 ~	県本部現業評議会第1回幹事会	郡山市	郡山市労働福祉会館	●	●	●	●	●	●	●	●	現		
4月6日	日													業		
4月7日	月													評		
4月8日	火	18:30 ~	郡山市長選「しいね健雄」候補予定者 総決起集会	郡山市	郡山市中央公民館	●	●	●	●	●	●	●	●	二		
4月9日	水	10:30 ~	こくみん共済coop福島推進本部第1回事業推進委員会	福島市	ラコバふくしま	●	●	●	●	●	●	●	●	階		
		12:00 ~	こくみん共済coop福島推進本部 第2回三役・二委員長会議	福島市	ラコバふくしま	●	●	●	●	●	●	●	●	堂		
		13:30 ~	こくみん共済coop福島推進本部第3回総務委員会	福島市	ラコバふくしま	●	●	●	●	●	●	●	●			
		13:30	檜葉町職オルグ	檜葉町	檜葉町役場	●	●	●	●	●	●	●	●			
		18:15 ~	県南総支部政治学習会	鏡石町	ほがらかん	●	●	●	●	●	●	●	●			
4月10日	木	10:00 ~	自治労北海道本部オルグ	福島市	自治労福島県本部	●	●	●	●	●	●	●	●			
		18:00 ~	県平和フォーラム第6回四役会議	福島市	平和フォーラム事務所	●	●	●	●	●	●	●	●			
4月11日	金	終日	いわき市職連合新規採用職員組合加入オルグ	いわき市	いわき市役所	●	●	●	●	●	●	●	●			
		13:30 ~	自治労本部オルグ	福島市	自治労福島県本部	●	●	●	●	●	●	●	●			
4月12日	土	18:00 ~	会津総支部政治学習会	会津若松市	北会津公民館	●	●	●	●	●	●	●	●			
		13:00	浜総総支部単組代表者会議・政治学習会	大熊町	CREVAおおくま	●	●	●	●	●	●	●	●			
4月13日	日	9:15 ~	郡山市長選「しいね健雄」候補予定者 出陣式・第一声	郡山市	しいね健雄事務所	●	●	●	●	●	●	●	●	公		
		10:00 ~	県本部公営企業評議会第1回幹事会	須賀川市	tette ルーム5-1	●	●	●	●	●	●	●	●	企		
		13:00 ~	東北地連現業評議会第4回拡大幹事会	仙台市	宮城自治労会館	●	●	●	●	●	●	●	●	業		
4月14日	月												評			
4月15日	火	18:00 ~	課題別ウェブ学習会「人事評価制度の運用に関するヒアリング調査報告書ポイント解説(前編)」												二	
		終日	いわき市職連合新規採用職員組合加入オルグ	いわき市	いわき市役所	●	●	●	●	●	●	●	●	階		
4月16日	水	13:00 ~	全労済第5回理事会・こくみん共済coop福島推進本部第5回代表委員会	福島市	ラコバふくしま	●	●	●	●	●	●	●	●	公		
		17:25 ~	公営企業評議会 下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.3版に関する学習会(WEB)												企	
		18:00 ~	県本部第1回現業・公企競争委員会(WEB)	福島市	自治労福島県本部	●	●	●	●	●	●	●	●	業		
4月17日	木	終日	いわき市職連合新規採用職員組合加入オルグ	いわき市	いわき市役所	●	●	●	●	●	●	●	●	争		
		13:30 ~	労福基第3回理事会	福島市	ラコバふくしま	●	●	●	●	●	●	●	●	委		

## 2. 主なる経過 (2025年3月14日以降)

### (1) 県本部各種会議

#### ① 県本部第4回中央執行委員会

- 日 時 2025年3月14日(金)14:30~17:00
- 会 場 福島市「ホテル福島グリーンパレス 結の間」
- 協議事項
1. 2025春闘の集約と今後の対応について
  2. 2025県本部現業・公企統一闘争の推進と闘争委員会の設置について
  3. 2025ジェンダー平等推進闘争について
  4. 「災害時における自治体職員の心のケア」動画活用について
  5. 2025年度県本部専門部長等の確認について
  6. 2025年4月以降の県本部役職員任務配置について
  7. 第44回全日本自治体職員スポーツ大会福島県大会の開催について
  8. 福島労働局安全衛生専門委員の推薦について
  9. 郡山市長選挙における「椎根健雄」氏の推薦決定について
  10. 県本部機関会議等の開催日程について
  11. 県本部第5回単組代表者会議の開催について
  12. 連合「社会保障・教育制度・税制改革等に関する政策構想」改訂に対する意見集約について
  13. 当面の日程について
  14. その他
- 参加状況 中央執行委員 19人参加

#### ② 県本部(新旧)専従者会議

- 日 時 2025年3月15日(土)09:00~11:30
- 会 場 福島市「ホテル福島グリーンパレス 樺の間」
- 協議事項
1. 新専従役員の着任に向けた対応と事務引継ぎについて
  2. 県本部専門部長等の選任について
  3. 総支部専従事務局長の配置について
  4. 上部団体等役員並びに県本部各種委員会委員について
  5. 県本部専門部業務分掌について
  6. 県本部活動における課題と今後の対応について
  7. 県本部機関会議等の日程について
  8. その他
- 参加状況 新旧専従者 11人参加

#### ③ 県本部現業・公企闘争委員会(WEB)

- 日 時 2025年4月16日(水)18:00~19:00
- 会 場 福島市「自治労福島県本部(WEB)」
- 協議事項
1. 2025現業・公企統一闘争の推進について
  2. 2025現業・公企統一闘争のスケジュールについて
  3. 現業・公企統一要求書(案)について
- 参加状況 闘争委員 18人(対面7・WEB11)参加

## (2) 自治労本部・東北地連関係

### ① 東北地連第1回委員長・書記長会議

- 日 時 2025年3月17日(月)14:00~17:00
- 会 場 仙台市「宮城自治労会館」
- 協議事項 1. 本部役員推薦委員会について  
2. 本部組織強化委員会について  
3. その他
- 参加者名 澤村委員長、鈴木書記長

### ② 県本部労働安全衛生担当者会議(WEB)

- 日 時 2025年3月19日(水)13:30~16:15
- 会 場 福島市「自治労福島県本部」
- 議 題 1. 開会、本部あいさつ、  
2. 本部提起「労働安全衛活動の課題と取り組みの基本方針」  
3. 講演①「カスタマーハラスメント対策に向けたこの間の議論経過と労働施策総合推進法の改正案概要について」  
講師：厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課  
ハラスメント防止対策室長 木村剛一郎 氏  
4. 講演②「東京都カスタマーハラスメント防止条例」  
講師：東京都産業労働局雇用就業部労働施策担当課長  
須之内理史 氏  
5. 本部提起「労働施策総合推進法改正に対する自治労としての対応」  
6. 講演③「地方公務員の安全衛生について」  
講師：総務省公務員部安全厚生推進室長 小澤高志 氏  
7. 本部まとめ、閉会
- 参加状況 山田調査部長

### ③ 東北地連第3回書記長会議

- 日 時 2025年3月27日(木)09:00~12:00
- 会 場 東京都「自治労会館」
- 協議事項 1. 本部組織強化委員会の意見集約について  
2. 賃金闘争あり方研究会の意見集約について  
3. その他
- 参加者名 鈴木書記長

### ④ 県本部書記長会議

- 日 時 2025年3月27日(木)13:30~
- 会 場 東京都「主婦会館プラザエフ」
- 協議事項 1. 本部体制・運動と組合費のあり方に関する意見交換  
2. 第27回参議院選挙にむけた各県本部での取り組み状況報告  
3. その他
- 参加状況 鈴木書記長

### ⑤ 東北地連第2回委員長会議(持ち回り開催)

- 日 時 2025年4月2日(水)

- 協議事項 1. 東北地連から国際交流費補助について  
2. 国際交流カンパ(任意)について

### (3) 連合福島・県公務員共闘

#### ① 2025 原発のない福島を！県民大集会

□日 時 2025年3月15日(土)13:00~15:30

□会 場 福島市「パルセいいざか」

- 内 容
1. 開会あいさつ
  2. 実行委員長あいさつ
  3. 連帯のあいさつ(さようなら原発1000万人アクション)
  4. 講演「原発事故の教訓をどう生かすか」  
講師：福島大学食農学類教授 小山良太氏
  5. 福島からの発信
    - ① 生活再建の状況「生業を返せ、地域を返せ！」  
福島原発事故原状回復等請求訴訟原告団団長 中島孝氏
    - ② 再生可能エネルギー  
二本松営農ソーラー(株)・(株)Sunshine 代表取締役 近藤恵氏
  6. 若者からの訴え(第27代高校生平和大使ほか)
  7. アピール採択
  8. 閉会あいさつ
- 参加状況 全体約1,00人参加  
うち自治労55人参加

### (4) その他

#### ① 2025.03.14 県本部統一闘争(29分時間内食い込み集会等の実施)実施結果

○ 実施結果は、別紙一覧参照。 [P- 6 ]

#### ② 2025.03.25 県本部統一闘争(時間外職場集会等の実施)実施結果

○ 実施結果は、別紙一覧参照。 [P- 7 ]

#### ③ 「2025・2026年度福島県予算編成に係る提言書」についての回答

[P- 8 ]

## 2025. 3. 14全国統一闘争(29分時間内食い込み集会)実施結果

2025年3月20日現在

単 組 名	時間帯	参加人数	内容・集会場	単 組 名	時間帯	参加人数	内容・集会場
福島市職労	8:05~8:20	523	時間外集会	会津若松市職労		772	機関紙配布
伊達市職労				喜多方市職労			
二本松市職労				西会津町職労			
本宮市職労	18:00~18:30	30	職場委員会	磐梯町職労			
川俣町職労	8:15~8:29	46	時間外集会	猪苗代町職労			
桑折町職労	8:10~8:29	77	時間外集会	会津美里町職労			
国見町職労	8:10	71	時間外集会	南会津町職労			
大玉村職労	17:30	7	時間外集会	下郷町職労			機関紙配布
市町村共済職労			機関誌の配布	只見町職労			
伊達衛生職労				会津坂下町職労			
国保連労組		75	チラシ配布	柳津町職労			
土地連労組	17:30~	6	時間外集会	湯川村職労			
福島県社協職労				金山町職労			機関紙配布
福島スポーツ公社				会津広域職労			
国見町社協職労				環境センター職労			
川俣町社協職労				若松観光労			
福島GP労組				喜多方社協職労			
				宮川土地改良職労			チラシ配布
<b>小 計</b>			<b>( 単組 )</b>	<b>小 計</b>			
須賀川市職労	18:00~19:00	19	執行委員会・機関紙配布	いわき市職連合	7:50~8:20	10	チラシ配布
白河市職労			機関紙配布	南相馬市職労			
棚倉町職労			機関紙配布	相馬市職労			
古殿町職労		10	執行委員会・機関紙配布	飯館村職労			機関紙配布
塙 町職労			機関紙配布	新地町職労			チラシ配布
矢祭町職労		6	役員会・機関紙配布	富岡町職労			
矢吹町職労			機関紙配布	檜葉町職労			
泉崎村職労			機関紙配布	広野町職労	17:15~18:00	65	チラシ配布
中島村職労			機関紙配布	浪江町職労			
西郷村職労			機関紙配布	大熊町職労			
鏡石町職労			機関紙配布	双葉町職労			
天栄村職労			機関紙配布	葛尾村職労			
石川町職労			機関紙配布	川内村職労			
浅川町職労		60	機関紙配布	相馬広域水道職労	17:15~18:00	7	時間外職場集会/事務室
平田村職労			機関紙配布	双葉広域水道職労			
玉川村職労		20	青年女性部集会・機関紙配布	いわき社福職労			
小野町職労			機関紙配布	いわき市教文事労			
小野病院職労			機関紙配布	<b>小 計</b>		<b>(82)</b>	<b>( 2 単組 )</b>
岩瀬病院職労			機関紙配布	福島県職連合			チラシ配布/10支部
白河広域職労			機関紙配布	全国一般福島			
東白衛生職労			機関紙配布	福島ユニオン			
福島県社事労			機関紙配布				
<b>小 計</b>			<b>( 単組 )</b>	<b>合 計</b>	<b>時間外集会</b>	<b>7単組</b>	<b>789</b>
			<b>チラシ配布等</b>		<b>32単組</b>		
			<b>その他</b>		<b>5単組</b>	<b>85</b>	

## 2025. 3. 25全国統一闘争(時間外集会)実施結果

2025年3月20日現在

単 組 名	時間帯	参加人数	内容・集会場	単 組 名	時間帯	参加人数	内容・集会場
福島市職労	15:00~	26	団体交渉	会津若松市職労		773	機関紙配布
伊達市職労				喜多方市職労			
二本松市職労				西会津町職労			
本宮市職労			機関紙配布	磐梯町職労			
川俣町職労	17:15~	93	チラシ配布	猪苗代町職労			
桑折町職労				会津美里町職労			
国見町職労		104	チラシ配布	南会津町職労			
大玉村職労				下郷町職労			
市町村共済職労			機関紙配布	只見町職労			
伊達衛生職労				会津坂下町職労			
国保連労組		75	チラシ配布	柳津町職労			
土地連労組	17:30	8	時間外集会	湯川村職労			
福島県社協職労				金山町職労	8:00~8:20	10	時間外集会
福島スポーツ公社				会津広域職労			
国見町社協職労		7	チラシ配布	環境センター職労			
川俣町社協職労				若松観光労			
福島GP労組				喜多方社協職労			
				宮川土地改良職労			チラシ配布
<b>小 計</b>			<b>( 単組 )</b>	<b>小 計</b>			
須賀川市職労			機関紙配布	いわき市職連合	18:15~20:00	40	時間外集会
白河市職労			機関紙配布	南相馬市職労	7:50~8:25	60	時間外集会
棚倉町職労			機関紙配布	相馬市職労			
古殿町職労			機関紙配布	飯館村職労		58	ビラ配布
塙 町職労			機関紙配布	新地町職労			
矢祭町職労			機関紙配布	富岡町職労			
矢吹町職労			機関紙配布	楡葉町職労			
泉崎村職労			機関紙配布	広野町職労	17:15~18:00	65	時間外集会・チラシ配布
中島村職労			機関紙配布	浪江町職労			
西郷村職労			機関紙配布	大熊町職労			
鏡石町職労			機関紙配布	双葉町職労			
天栄村職労			機関紙配布	葛尾村職労	17:30~	4	時間外集会
石川町職労			機関紙配布	川内村職労			
浅川町職労			機関紙配布	相馬広域水道職労	17:15~18:00	7	時間外集会
平田村職労			機関紙配布	双葉広域水道職労			チラシ配布
玉川村職労			機関紙配布	いわき社福職労			
小野町職労			機関紙配布	いわき市教文事労			
小野病院職労			機関紙配布	<b>小 計</b>		<b>(234)</b>	<b>( 2 単組 )</b>
岩瀬病院職労			機関紙配布	福島県職連合			チラシ配布/10支部
白河広域職労			機関紙配布	全国一般福島			
東白衛生職労			機関紙配布	福島ユニオン			
福島県社事労	18:30~19:30	15	時間外集会・機関紙配布				
<b>小 計</b>			<b>( 単組 )</b>	<b>合 計</b>	<b>時間外集会 チラシ配布等 その他</b>	<b>7単組 34単組 1単組</b>	<b>209</b>

6 商 第 3 9 9 8 号

令和7年 3月19日

自治労福島県本部中央執行委員長 様

福島県商工労働部長

2025・2026年度福島県予算編成に係る提言書について（回答）

令和6年10月2日に提出のありましたこのことについて、別紙のとおり回答します。

（事務担当 雇用労政課 主任主査 牧野 電話 024-521 7289）

## 「2025・2026年度福島県予算編成に係る提言書」に対する回答

### 1（1）ア 企画調整部 デジタル変革課

県では、令和3年9月に県DX推進基本方針を策定し、行政のDXと地域のDXを2本柱に、市町村と連携しながら、全県的にDXを推進していくこととしております。令和5年度には、県や市町村等が管理する様々なデータを連携し、新たなサービスの提供を可能とする「データ連携基盤」を構築したところであり、同基盤も活用しながら、先進的な取組を県内市町村に横展開するなど、引き続き、全県的にDXを着実に進めてまいります。

### 1（1）イ 企画調整部 デジタル変革課

市町村におけるDX推進のための人材育成については、市町村長等の意識醸成を図るためのセミナーを開催しているほか、令和6年度からは、市町村へのアドバイザー派遣事業を大幅に拡大するなど、支援を強化しているところです。引き続き、振興局とも連携しながら、市町村のDXを後押ししてまいります。

### 1（2） 企画調整部 地域振興課

福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）は、地域住民が主役となって行う地域づくり活動のうち、地域の課題を踏まえ、地域の特性を生かした個性と魅力あふれる地域づくり事業の立ち上げを支援する補助制度です。

限られた財源の中で、より多くの補助事業者を支援し、県内全域の地域づくり活動を推進する考えから、原則、単年度事業としております。ただし、明確な事業計画のある発展的な事業については、最大で3年間の支援を可能とし、自立化も見据えて実施いただいているところです。

また、同一の事業活用団体が、別事業を計画・実施する場合、当該事業を、サポート事業の対象とすることを可能としております。

県では、引き続き、福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）の実施により、地域住民が主体となった地域づくり活動を支援するとともに、事業継続の相談には丁寧に対応してまいります。

### 2（1） 総務部 行政経営課、市町村行政課

県としては、各種行政需要に対応するため、必要な人員の確保に努めており、今後とも、適時適切な人員配置を図ってまいります。

また、市町村における職員の採用については、各自治体が地域の実情や行政需要等を踏まえた上で、自主的に定員管理計画を策定しており、その計画に基づき適切に対応されるべきと考えております。

### 2（2） 危機管理部 災害対策課

本県では、総務省の応急対策職員派遣制度により能登半島地震において富山県氷見市へ対口支援を行ったほか、災害時等の広域応援に関する協定に基づいて関係者会議で定期的に意見交換を行うなど、県を越えた相互の協力関係の構築に努めております。

また、国においても、大規模災害時には総括支援チームを被災地に派遣し、国及び関係機関との連携を調整するなど、速やかに被災者支援が進むよう体制を整えております。

加えて、国において、トイレトレーラーやキッチンカー等の登録制度の整備を進めているところであり、県としても民間企業も含めた協力体制を構築してまいります。

### 2（3） 危機管理部 災害対策課、消防保安課

県地域防災計画において、災害が発生した場合の職員の安全確保について規定しており、引き続き、災害対策本部事務局指定職員研修や各所属への周知のほか、市町村への助言等により職員一人一人に周知されるよう努めてまいります。

また、消防学校において、消防職員を対象に安全管理講習等の教育訓練を実施しており、今後も能登半島での活動事例など最新の安全管理方策を織り混ぜながら、効果的な教育訓練に取り組んでまいります。

## 2（4） 教育庁健康教育課

防災教育につきましては、第3次学校安全の推進に関する計画（計画期間：令和4年度から令和8年度）に基づき、各校において地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練の実施を推進しております。

令和6年度は各学校の安全担当を対象に県学校安全指導者養成研修会を県北、県南、相双の3地区で開催し、「重ねるハザードマップ」の活用や「東日本大震災大川小学校事故」に学ぶ防災の自校化、危機管理マニュアル・避難訓練の見直しについて学んでもらうとともに、危機管理課との連携により、多くの学校で防災出前講座が行われております。

令和7年度は同研修会を県中、会津・南会津、いわきの3地区で開催予定であり、引き続き、全ての児童生徒等が自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付ける防災教育を展開して参ります。

## 2（5） 危機管理部 原子力安全対策課

福島県では、「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」及び「福島県原子力災害広域避難計画」等に基づき、関係機関における相互連携及び防災対策の確立と関係職員の防災技術の向上を図るため、平成26年度から毎年、住民避難訓練を含む原子力防災訓練を実施しております。

令和6年度は、田村市において、関係市町村、防災関係機関、地域住民等との連携の下、原子力災害による広域避難を想定した住民避難訓練を実施し、円滑な住民避難に向けた実施手順や関係機関の連携体制の確認を行うとともに、地域住民に対し、原子力災害時取るべき行動について周知を図ったところです。

引き続き、原子力防災訓練等の実施を通じ、国や市町村等と連携しながら、原子力防災体制の充実・強化に取り組んでまいります。

## 2（6） 危機管理部 災害対策課

県では昨年3月に総合防災情報システムの運用を開始し、雨量や河川水位などの情報のほか、市町村の発令する避難情報や避難所の開設情報などを一元的に集約・管理することで、市町村や県をはじめとする関係機関が迅速に情報共有を図ることとしております。

また、県民に対しては、福島県防災ポータルと福島県防災アプリ等により、気象情報や避難情報、道路の通行規制情報など様々な情報を発信することとしております。

引き続き、市町村をはじめとする関係機関と連携し、これらの媒体を使用した訓練を実施するなど、情報共有の円滑化・迅速化を図ってまいります。

## 3（1） 危機管理部 災害対策課

避難所の生活環境改善については、令和6年12月の国補正予算「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」により、自治体における移動式トイレや簡易ベッド、テント型パーティション等の整備に対する支援制度が創設され、本県においても、積極的な活用を市町村へ促すとともに、助言を行ったところです。

引き続き市町村と連携しながら、避難所の環境改善に向けた取組を進めてまいります。

## 3（2） 危機管理部 災害対策課

宿泊施設の避難所活用について、災害救助法に基づき、ホテル・旅館等を避難所として使用する場合の経費について、宿泊環境を考慮した金額に見直すよう国に要望しております。

また、本県では、要配慮者等のための宿泊施設、入浴及び食事の提供等について、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結しており、災害時に円滑に活用できるよう引き続き連携強

化を図ってまいります。

### 3(3) 危機管理部 災害対策課

民間のキッチンカー保有団体等との連携については、今後、国において整備予定のキッチンカーの登録制度を活用するなど、災害発生時に被災者へ温かい食事を提供できる体制を整えてまいります。

また、福島移動販売業協同組合との連携については、県総合防災訓練等で災害時の対応を確認しており、引き続き連携の強化を図ってまいります。

## 協議事項 I

# 2025 春闘の集約と今後の対応について

### 1. 単組オルグの実施と中間集約内容について

#### (1) オルグ日程

	第1次オルグ	第2次オルグ
県北	2/14、2/27	3/18 (合同オルグ)
県南	2/18、19、20、25	3/17、18、19、21、25
会津	2/17、18 (※大雪災害により中止)	3/17、18
浜	2/25、27、28	3/20 (合同オルグ)、25

#### (2) 集約内容 (第1次オルグ終了段階)

要求書提出ゾーンを2月7日～28日、回答指定日を3月10日～13日に設定し、2月20日には、県本部第一次統一行動を配置しました。

第1次オルグ終了段階での主な集約結果は下記のとおりです。

#### ① 要求書の提出 (単組数：74) ※2025/3/13 現在

	県北 (16)	県南 (22)	会津 (18)	浜・県職 (18)	計
提出済 (予定含む)	14	17	9	15	55 (74.3%)
提出なし・未確認	2	5	9	3	19

#### ② 団体交渉の状況について (単組数：74) ※2025/3/13 現在

	県北 (16)	県南 (23)	会津 (18)	浜・県職 (18)	計
今春闘で交渉を行った (予定含む)	14	12	8	13	47 (全体 63.5%) (提出単組中 85.5%)

参考：2024 春闘総括より (単組数：75)

i 要求書提出単組 58 単組 (77.3%)

ii 交渉 (団体交渉) 実施単組 47 単組 (提出単組の 81.0%)

#### (3) 統一行動の取り組み

- |                               |                    |
|-------------------------------|--------------------|
| ① 2・20 春闘第一次統一行動              | 機関紙配布 32 単組        |
|                               | 時間外集会等 7 単組 50 名   |
| ② 3・14 春闘第二次統一行動<br>(県本部統一行動) | 機関紙配布 32 単組        |
|                               | 時間外集会等 12 単組 874 名 |
| ③ 3・25 春闘第三次統一行動              | 機関紙配布 34 単組        |
|                               | 時間外集会等 8 単組 235 名  |

(4) 県本部要請書提出、交渉

- ① 3月24日 福島県知事（市町村行政課）
- ② 3月26日 福島県市長会
- ③ 3月26日 福島県町村会

※ 県市町村行政課交渉記録は総支部を通じ、各単組に送付済。

## 2. 今後の対応について

引き続き、「あなたの声ではじまる春闘」をキーワードに、全単組で、人員確保の取り組み、人員を確保し働き続けられる職場環境の整備「1単組1要求を」基本とし、交渉サイクルの徹底を進めていく。

県本部 2025 春闘の総括に向け、4月には最終集約票を全単組に送付し、結果の集約を進め、情報の共有化・全体化を図り、県本部・単組の運動強化に繋げることとします。

さらに、春闘の取り組みから、現業・公企統一闘争・人員確保闘争・ジェンダー平等推進闘争へとつなげていきます。

### ○2025 春闘状況確認票の集約について（要請）

2025年4月2日付で総支部を経由し、メールで依頼しております。提出期限は4月28日(月)となっておりますので、入力済みの Excel ファイルを単組が所属する総支部までご提出ください。

## 県本部 2025 現業・公企統一闘争の推進について

### I 2025 現業・公企統一闘争の推進

能登半島地震をはじめ、豪雨など各地では相次いで自然災害が発生し甚大な被害が発生するとともに、近年の記録的な猛暑は観測史上の記録を上回るなど気象においても大きな影響が及んでいます。あわせて少子・高齢化が進み、労働人口の減少など「2025 年問題」が生じることから、医療や介護現場をはじめ、さまざまな分野でこれまで以上に公共サービスの役割が求められます。一方、自治体では業務を担う必要な体制が不十分であり慢性的な人員不足の中で、これまでの公共サービスを提供するとともに、自治体システムの標準化などのDXの推進や環境問題など新たな課題についても対応していく必要があります。こうした状況においても、災害時や緊急時では、日常の業務に加え、住民の生命と財産を守る自治体としての責務を確実に果たさなければなりません。この間、自治体では政府による政策により現業・公企職員が削減され、多くの業務で民間委託が拡大した結果、民間事業者の破産に伴うサービスの提供停止や災害時における迅速な対応など、人員や現場の減少による課題が生じています。少子・高齢化が進み、住民ニーズが多様化する中、自治体では、廃棄物行政における「ふれあい収集」や地産地消などを取り入れた食育の推進、さらに人口減少のもとで住民生活を支えるインフラ施設の適切な維持管理業務など、地域実情に応じた公共サービスを安定に提供することが必要です。こうした公共サービスは民間委託と比較し自治体職員で担うことが効果的であり、業務内容によっては民間委託に馴染まないこともあります。自治体では民間委託導入後であっても責任は自治体にあることを再認識した上で、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の対応を踏まえ、民間委託の実態やサービスの質、委託費などを検証・分析し、課題が生じている際は「再公営化」にむけた取り組みが重要です。

持続可能な地域社会にむけ、地域・現場からのボトムアップによる政策立案を実現するためには、住民に身近な場所で業務を担う現業・公企職員が必要不可欠であり、それらの公共サービスを提供する現業・公企職員の維持が重要です。あわせて、災害時や非常時においても現場力を発揮した継続的な公共サービスの提供が必要です。医療・保健現場をはじめ、介護や清掃、さらにはインフラ維持などあらゆる分野で業務を担っている組合員は、住民生活を支えるうえで欠かすことのできない存在です。今こそ質の高い、持続可能な公共サービスを安定的に提供するためには、人員確保の取り組みをはじめ、賃金・勤務労働条件の改善などに取り組まなければなりません。私たちは、産別統一闘争の重要性を組織全体で再認識し、現業・公企統一闘争を全国の単組・組合員で取り組み、成果を勝ち取ることが必要です。自治労は、現業・公企職場の人員確保を最重点課題と位置づけ、通年闘争として現業・公企統一闘争の取り組みを進めてきた結果、とりわけ現業職員の新規採用者が増加傾向となっています。

2025 現業・公企統一闘争において、すべての単組・組合員が結集し、「自治体現場力による質の高い公共サービスの確立」にむけ、取り組みを進めていきましょう。

#### 1. 2025 県本部現業・公企闘争委員会の体制について

2025 県本部の現業・公企闘争委員会体制については、3月14日開催の第4回中央執行委員会で確認しました。

役職名	氏名	出身単組名	備考
闘争委員長	新妻 浩	いわき市職連合	県本部副委員長
副闘争委員長	鈴木 茂	福島市職労	県本部書記長
〃	二瓶 正則	福島県職連合	県本部現業評議長
〃	有馬 直希	鏡石町職労	県本部公企評議長
事務局長	二階堂 秀樹	福島市職労	県本部現業評事務局長
事務局次長	原田 絢也	南相馬市職労	県本部公企評事務局長
委員	—	—	県本部書記次長
〃	福地 努	会津若松市職労	県本部組織部長
〃	山田 益寿	いわき市職連合	県本部調査部長
〃	川村 美彦	福島県職連合	県職総支部事務局長
〃	木村 圭介	福島市職労	県北総支部事務局長
〃	武田 貴志	須賀川市職労	県南総支部事務局長
〃	芳賀沼 崇正	下郷町職労	会津総支部事務局長
〃	末永 暁久	大熊町職労	浜総支部事務局長
〃	伊藤 孝	福島市職労	県本部現業評副議長
〃	下重 卓也	東白衛生職労	県本部現業評副議長
〃	市川 智章	本宮市職労	県本部公企評副議長
〃	佐藤 佳太	相馬広域水道職労	県本部公企評副議長
〃	小林 昌男	南相馬市職労	県本部現業評事務局次長
〃	飯塚 美由希	喜多方市職労	県本部公企評事務局次長
〃	斎藤 義樹	福島県職連合	県職総支部現業評
〃	鈴木 貴幸	福島県職連合	県職総支部現業評
〃	鈴木 秀	福島市職労	県北総支部現業評
〃	菅野 利栄	福島市職労	県北総支部現業評
〃	根本 敦	須賀川市職労	県南総支部現業評
〃	鈴木 三奈	相馬市職労	浜総支部現業評事務局長
〃	稲村 のり子	いわき市職連合	浜総支部現業評事務局次長
〃	上浦 崇広	南相馬市職労	浜総支部現業評
〃	菅野 ユキ子	新地町職労	浜総支部現業評

## 2. 2025現業・公企統一闘争の基本的な考え方と目標

住民の安全で安心な生活に必要な公共サービスを提供するため、人員確保を中心にあらゆる課題解決にむけた取り組みを強化し、質の高い公共サービスの提供体制の拡充にむけて取り組みます。その上で、公共が果たすべき役割と提供形態を見直し、持続可能な地域にむけ、基本的な目標を「自治体現場力による質の高い公共サービスの確立」とします。

## 3. 2025現業・公企統一闘争の具体的日程

取り組みの推進にむけて以下の日程で取り組みます。

	第1次闘争	第2次闘争
職場点検・職場オルグ	2月～4月	—
職場討議・要求書作成	4月18日～5月20日	—
要求書提出ゾーン	5月20日～6月5日	9月22日～10月2日
住民アピールゾーン	2月～5月	9月1日～10月3日
回答指定基準日	6月6日	10月3日
交渉強化ゾーン	6月6日～6月19日	10月3日～10月16日
全国統一闘争基準日	6月20日	10月17日
協約締結強化月間	7月	11月

#### 4. 2025現業・公企統一闘争の重点課題

現業・公企職場における諸課題を踏まえ、重点課題については、以下の通りとします。

##### 【現業・公企職員が配置されている単組】

- ① 住民から必要とされる現業・公企職場の直営堅持
- ② 質の高い公共サービスの確立にむけた新規採用
- ③ 安定的な公共サービスの提供にむけた「再公営化」の取り組み
- ④ 労働災害撲滅にむけた労働安全衛生の確立
- ⑤ 誰もが安心して働き続けられる職場の確立
- ⑥ 暫定再任用職員などを含めた技能労務職員の賃金改善の取り組み強化
- ⑦ 現場の声を反映した政策実現
- ⑧ 災害対応や感染症などに対する危機管理体制の強化
- ⑨ コンセッション方式およびウォーターPPPの導入や安易な事業統合の阻止
- ⑩ 会計年度任用職員の処遇改善
- ⑪ 事前協議制の確立およびすべての労使合意事項に対する協約の締結

##### 【現業・公企職員が配置されていない単組】

- ① 「再公営化」にむけた業務委託後のサービス水準の検証とチェック体制の確立
- ② 委託労働者の公正労働の実現
- ③ 委託事業者や受託企業に対する労働安全衛生体制の指導強化
- ④ 災害対応や感染症などに対する危機管理体制の強化

#### 5. 第1次闘争における統一闘争の具体的な進め方

第1次闘争における本部・県本部・単組の取り組みについては、すべての単組が取り組む闘争にむけ以下の通りとします。

単組は、現業・公企統一闘争が「質の高い公共サービスの確立」との位置付けの下、すべての単組が取り組む闘争であることを再認識し、取り組みます。その上で、安定的な公共サービスの提供に必要な人員確保にむけ取り組みを強化します。あわせて、公共の役割を鑑みて公共サービスの提供形態を見直し、委託導入されている業務は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などを踏まえ、適切に対応されているか確認するため、サービスの質などを検証・分

析し、課題が生じている場合は再公営化にむけた取り組みを進めます。

県本部は、闘争委員会を設置した上で単組オルグや日常の連携を密にし、単組の取り組み状況を把握するとともに、単組の取り組み支援を強化します。

### (1) 要求書作成にむけた職場点検・職場オルグ（2月～4月）

#### ① 単組の取り組み

ア 現業・公企評議会の未設置単組については、県本部と連携し、評議会結成にむけ取り組みます。

イ 現業・公企評議会の設置単組については、評議会に保障されている労働二権の重要性を再認識し、単組と一体となって取り組みを進めます。

ウ 現業・非現業が一体となった取り組みの推進にむけ、単組に闘争委員会を設置します。その上で、本部が作成した「取り組み手引き」や「動画」を活用し、現業・公企統一闘争の推進にむけた議論を行います。

エ 本部が作成した職場チェックリストモデルを基本に、職場点検・職場オルグに取り組み、現業・公企職場における会計年度任用職員を含めた人員配置や組合員の要求などを的確に把握します。

オ 委託業務については、委託導入後のサービス水準や委託費などの検証・分析の下課題を洗い出すとともに、安定的なサービスの提供にむけ、課題が生じている際は再公営化にむけ取り組みを進めます。

カ 職場点検・職場オルグで明らかになった課題や人事異動後などの4月の人員配置を把握し、要求をまとめます。その上で職場集会等を開催するなど、単組全体で今後1年間の要求について確認します。

キ 本部が作成したチラシなどを活用し、住民アピール行動を積極的に取り組みます。

ク 労働協約締結権を確固たるものとするため、本部が作成した資料を踏まえ、労働組合法に基づく評議会規約の点検・整備に取り組みます。

#### ② 県本部の取り組み

ア 県本部全体での闘争とするために、評議会の意見が反映される闘争委員会を3月14日に設置しました。闘争委員会は、すべての単組が結集できる基準日設定や現業・公企統一闘争にに取り組む意義を明確にします。その上で、闘争委員会において全単組での闘争となるよう指導体制を確立します。

イ 県本部役員と県本部評議会役員による計画的な単組オルグの実施や町村評などの各評議会との連携など、闘争体制の確立・強化および要求書作成支援を行います。

ウ すべての単組での取り組み強化にむけた意思統一をはかるため、総決起集会などを開催します。

エ 春闘の取り組みにあわせて公共サービスの重要性と拡充を訴えるアピール行動に取り組みます。

オ 現業・公企評議会未設置単組に対しては評議会の結成支援を行います。とくに地方公営企業法が適用される公営企業職員（水道・工業用水・公営電気・ガス・下水道職員は全部適用）が職員団体へ加入している場合については形式分離を行うよう結成支援を行います。公営企業評議会では公営企業労働者としての法適用や権利の理解、労働条件の改善や権利の拡大、事前協議や労使交渉による協約締結など、「公営企業労働者の権利Q&A（全面改訂版）」を活用した学習会を、県本部で開催します。

カ 現業・公企評議会設置単組には、評議会の実情に応じた取り組み支援を行います。

キ 要求書が未提出、独自要求書の提出ができていない単組にはオルグだけでなく、日常から

連携を密にし、単組実情に応じた取り組み支援を行います。

ク 労働協約締結権を確固たるものとするため、本部が作成した資料を踏まえ、単組における評議会規約を点検・把握し、不備がある場合には規約整備に対する指導を強化します。

### ③ 本部の取り組み

ア すべての単組が結集する統一闘争にむけて、取り組み趣旨や要求項目をわかりやすく解説した「2025現業・公企統一闘争の手引き」を現業・公企職員が配置されている、配置されていない、の2種類を作成します。また現業評議会として取り組みポイントを記載した概要版を作成します。

イ 春闘オルグとあわせて中央執行委員による各県本部オルグを実施します。その中で、県本部闘争委員会での議論をより実効性のあるものとするため、単組に対する要求書提出、交渉実施に関する到達目標の設定を県本部に求めるなど、全単組での取り組みを追求します。

ウ 現業評議会において、要求書作成や交渉の進め方、また前年度の闘争における取り組み成果を共有するため、3月に学習会を開催しました。

エ 現業評議会において、各県本部・各単組における交渉の前進を目的に、4月に総務省交渉ならびに議員要請行動を行います。

オ 公営企業評議会において4月の「第9回公企評合同政策集会」で2025現業・公企統一闘争の推進にむけた意思統一を行います。

カ 公営企業評議会において、とくにウォーターP P Pの課題については、さらなる人員削減となることや災害時の対応、技術力の低下を招くことから、全国の事業体への導入にむけての状況を把握し、反対の立場の下、今後の現場課題としての情報提供や共有にむけ学習会を開催します。

## (2) 職場討議・要求書提出の実施（4月～5月）

### ① 単組の取り組み

ア 職場点検・職場オルグで明らかになった課題を要求内容に反映するため十分な職場討議を実施します。その上で、確認された事項について要求書を作成します。また、作成した要求書を組合員に報告するなど全組合員参加の統一闘争を追求します。

イ 職場討議で確認した要求内容について、単組状況に応じて要求書項目別の提出時期を明確にします。

ウ 要求書項目別の提出時期の確認後、第1次闘争で提出する項目について本部が設定した日程で要求書を提出します。

### ② 県本部の取り組み

ア 各県本部で設定した要求書提出・交渉実施に対する到達目標の達成にむけ、各単組での統一闘争の取り組み状況の点検・把握を行います。その上で、これまで取り組みができていない単組はもとより、前年度取り組みが行えていない単組に対しては、単組ごとの課題を設定した上で闘争委員・総支部・県本部で徹底したオルグを展開します。

### ③ 本部の取り組み

ア 本部は取り組む目的と時期の周知徹底にむけ県本部・単組への準備を促すため、ポスターを作成し、配布します。

イ 現業評議会として、要求書提出や取り組み状況を把握するとともに、取り組みを促すため、評議会オルグを行います。

ウ 現業評議会では5月に現業・公企統一闘争決起集会を開催し、2025現業・公企統一闘争の推進にむけた意思統一を行います。

## (3) 交渉強化ゾーン

### ① 単組の取り組み

- ア 本部が作成した手引きや動画を参考に、すべての要求項目に対し、粘り強い交渉を展開します。
- イ 交渉状況について県本部と交渉状況や妥結判断を共有し、安易に妥結することのないよう、県内が統一した取り組みとします。
- ウ 妥結判断については、職場集会などを通じてすべての組合員に確認するなど単組一体となった取り組みとします。

### ② 県本部の取り組み

- ア 県本部全体で取り組む体制を確立し、低位平準化を跳ね返すため単組の交渉状況を把握し、情報共有に努めるとともに、必要に応じて単組への交渉支援を行います。
- イ 県本部が設定したヤマ場への結集を基本に、交渉状況の共有化をはかり、単組が安易に妥結することなく、県本部が統一したたたかいとなるよう取り組みを強化します。
- ウ すべての単組の交渉実施にむけ、単組交渉時では待機態勢の下、単組実情にあわせ交渉支援を行うとともに妥結基準の判断をします。
- エ 事前調査を通じて本部と取り組み状況を報告し、情報共有に努めます。

### ③ 本部の取り組み

- ア 第1次闘争のヤマ場（6月19日）に闘争本部会議を開催し、単組における要求書提出・交渉実施（予定も含む）状況を共有するなど、産別統一闘争としての取り組みを強化します。
- イ 第1次闘争のヤマ場（6月19日）を基本にすべての単組が交渉を終了するまで待機態勢を維持します。その上で、県本部からの情報提供、交渉に対する助言等、県本部・単組と一体となって取り組みます。なお、県本部において別途ヤマ場を設定する場合は県本部と協議の上対応します。

## （4） 全国統一闘争基準日

### ① 単組の取り組み

- ア 全組合員参加による統一行動を配置します。
- イ 交渉内容や妥結内容、さらには今後の継続課題などについて、職場集会等を通じてすべての組合員に報告し情報を共有します。

### ② 県本部の取り組み

- ア 単組における戦術行使、報告集会を支援します。

### ③ 本部の取り組み

- ア 単組における戦術行使などが生じた場合には、闘争本部会議を開催し、本部全体で情報共有するなど、県本部・単組と一体となって取り組みを進めます。
- イ 県本部・単組が報告集会で使用できるニュースを作成し、県本部にデータで配信します。

## 6. 第1次闘争終了後の点検・検証と第2次闘争にむけた取り組み

第1次闘争の点検・検証、さらには第2次闘争の取り組み推進にむけて本部・県本部・単組は以下の取り組みを行います。

### （1） 単組の取り組み

- ① 交渉で妥結した内容や項目については、協約を締結します。
- ② 協約の内容また協約書を県本部に報告し、情報共有をはかります。
- ③ 継続協議となった項目などは、県本部と連携の下、継続的に交渉を行います。
- ④ 第1次闘争の取り組み状況や成果について報告し情報を共有します。

⑤ 労働組合法に基づく単組（評議会）規約の点検を行い、不備がある場合は評議会定期大会（総会）において規約の改正を行います。

（2） 県本部の取り組み

① 各県本部で設定した要求書提出・交渉実施に対する到達目標について、各単組での取り組み状況を点検・把握します。

② 単組の協約書や妥結内容について、事後調査を行うなど、第1次闘争における取り組み状況を把握し、強化すべき視点を明確にするなど第2次闘争にむけて中間総括を行います。

③ 単組からの取り組み状況や成果に関する報告については内容を確認し、集約結果を本部に報告します。

④ 労使合意に至った事項について、協約書の提出を促すなど取り組み状況の点検を行うとともに、すべての単組で協約が締結されるよう取り組みを強化します。

（3） 本部の取り組み

① 第1次闘争における取り組み状況を把握し、強化すべき課題や政府が策定する骨太方針への対応など第2次闘争の推進にむけて中間総括を行います。その上で、第1次闘争の中間総括に基づく追加方針を8月の定期大会で提起するなど第2次闘争の推進にむけて取り組みを強化します。

② 第1次闘争の取り組み状況を踏まえ、その内容と対応方針を自治労全体で確認するため「自治体現場力による質の高い公共サービスを実現する集会」を東京で開催します。

③ 「命の水」の大切さをアピールするため、8月1日～7日に開催する「第41回自治労水週間」にむけて水の公共性を住民に訴える場として水週間の「1県本部1行動」の取り組みを行います。

## 7. 2025 現業・公企統一闘争の重点課題と獲得指標

これまでのさまざまな合理化圧力に加え、多発する自然災害や感染症への対応など、現業・公企職場における諸課題は山積しています。こうした情勢から、2025現業・公企統一闘争の獲得指標は以下の通りとします。

### 【現業・公企職員（会計年度任用職員を含む）が直営で配置されている単組】

① 住民から必要とされる現業・公企職場の直営堅持

公共としての役割を果たすため、将来にわたり住民ニーズに応じた安全・安心な公共サービスの提供にむけ、直営の必要性を労使で確認します。

あわせて、社会に必要不可欠な業務を担っていることを踏まえ、公共サービスの質の向上にむけ「職の確立」の取り組みを強化します。その上で、委託提案をしないことを確認します。

② 質の高い公共サービスの確立にむけた新規採用

地域実情に応じた公共サービスの確立にむけ、安全・安心な公共サービスを安定的に提供できる体制をはじめ、自然災害や感染症などの緊急時において迅速に対応できる体制を構築するとともに、定年引き上げに伴う新規採用抑制をさせず、退職者の補充、さらなる拡充にむけて現業・公企職員の新規採用を確認します。

③ 安定的な公共サービスの提供にむけた「再公営化」の取り組み

すでに委託を行っている業務については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などを踏まえた適切な対応を求めた上で、個人情報保護や委託した事務・事業に対する適切な評価・管理などの現状と課題を明らかにします。労働人口の減少など社会情勢の変化を踏まえ、安定的な提供にむけ、課題が生じている際は再公営化にむけ今後の運営形態について労使で協議します。

④ 労働災害撲滅にむけた労働安全衛生の確立

現業・公営職場をはじめすべての職場から、労働災害を撲滅するため、労働安全衛生の確立と労働災害一掃にむけた予算の確保などを当局責任で行うことを労使で確認します。その上で、安全衛生委員会の毎月定例開催を確認するなど、労使が一体となって労働災害ゼロをめざし取り組みます。さらに、同じ自治体で公共サービスを担っている委託先労働者が、安全に安心して働くことのできる職場環境の整備にむけて、安全衛生環境の点検などを行い、労働安全衛生法の遵守を当局と委託先企業に求めます。

⑤ 誰もが安心して働き続けられる職場の確立

誰もが安全で安心して働き続けられる職場環境にむけ、これまで培ってきた技術・技能・経験を活かした現場実態に応じた職務・職場を確立します。とくに高齢期の職員の業務内容などは、労働安全衛生法などを踏まえ、事業者責任を迫るとともに、労使一体で構築します。あわせて多様で柔軟な働き方が可能となる制度確立にむけ、高齢期の職員の働き方について労使で確認します。

⑥ 暫定再任用職員などを含めた技能労務職員の賃金改善の取り組み強化

多様化する住民ニーズや地域実情に応じた公共サービスの提供に必要な人員を確保するためには、初任給格付けの改善をはじめ、中途採用者の処遇改善を実施することが必要不可欠な状況となっています。このため各県本部・各単組では、技能労務職員の賃金抑制が続いている要因を明らかにし、現業・公営職員の賃金については労使合意が大前提の下、職務の責任に応じた賃金改善を確認します。あわせて、定年前再任用短時間勤務職員や暫定再任用制度については、業務実態を踏まえ、業務量・責任に応じた賃金改善を行います。

⑦ 現場の声を反映した政策実現

少子・高齢化が加速し住民が求める公共サービスが多種・多様化する中、住民ニーズを的確に捉えた公共サービスを提供するためには、住民・利用者が一番身近で接している現業・公営職員の技術・技能・経験が必要不可欠であることを労使で確認します。その上で「ふれあい収集」や「学童保育への給食提供」などの実例を踏まえ、地域実情に応じた公共サービスの提供にむけ、現業・公営職員が培ってきた知識や経験を活かせる労使協議の場を設置します。

⑧ 災害対応や感染症対策など危機管理体制の強化

各地で自然災害が頻発する中、災害対応では、初動体制や復興支援において人員不足を理由としたさまざまな課題が発生し、住民の生命と財産を守ることが困難な状況となっています。改めて災害時では地域や施設を熟知した現業・公企職員が果たす役割が大きいことを労使で確認し、防災計画などにおいて現業・公企職員の役割を明確にすることを確認します。あわせて危機管理体制を構築するため、災害発生時における勤務・労働条件を事前に協議します。

感染症対策では、この間の対策を検証し、今後の感染拡大に備える危機管理体制を構築するとともに、感染症に関する勤務・労働条件を改善し、誰もが安心して働ける職場環境にむけ協議をします。

#### ⑨ コンセッション方式およびウォーターPPPの導入や安易な事業統合の阻止

公企職場は、中長期的な経営基盤の強化方針・計画の検討状況の説明を求め、コンセッション方式およびウォーターPPPを含むPPP/PFIの導入についてはさらなる人員削減による技術力の低下や災害時における対応も困難となるため、導入しないよう、求めます。すでに制度導入が決定している際は、住民へ事業の将来的な見通しや料金のあり方について丁寧な説明を求めます。あわせて、上下水道で進められている広域化は、地域自治と職員の勤務・労働条件に関わる事項であることから、計画段階から労使協議の場を確保し、広域化を進める必要がある場合は、広域連携を優先的に検討することとし、安易な事業統合や経営の一体化を進めないよう労使で確認します。

#### ⑩ 会計年度任用職員の処遇改善

会計年度任用職員の賃金・勤務労働条件は、正規職員と比較して抑制されていることから、均衡・権衡に基づいた処遇改善を勝ち取ります。とくに遡及改定などの前年度からの積み残し課題については、春闘期から継続的に交渉を積み重ねるなど取り組みを強化します。あわせて、会計年度任用職員の課題抽出を通して、当事者である会計年度任用職員が直接、当局交渉に参加し自らの賃金・労働条件に対し思いを訴えかけられるよう組織化の取り組みを強化します。

#### ⑪ 事前協議の確立、およびすべての労使合意事項に対する協約の締結

現業・公企職員が持つ協約締結権を活用し、事前協議の協約など労働協約を締結します。その上で、今闘争で労使合意に至った事項についてはすべて協約を締結します。

### 【現業・公企職員（会計年度任用職員を含む）が直営で配置されていない単組】

#### ① 「再公営化」にむけた業務委託後のサービス水準の検証とチェック体制の確立

現在、委託が行われている業務のサービス水準や委託費について検証を求め、適正な業務が行われているかについて評価・管理できる体制を確立します。委託業者によるサービスの提供が停止している事案も発生していることから、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に

関する指針」を踏まえ、適切な対応を求めるとともに、委託導入後の課題を洗い出した上で安定的なサービス提供にむけ、課題が生じている際は再公営化にむけた議論をします。

② 委託労働者の公正労働の実現

質の高い公共サービスの確立にむけ、総合評価制度、あるいは最低制限価格制度等を行うとともに、公契約条例を制定するなど委託先労働者の賃金・労働条件を改善し、公正労働を実現します。

③ 業務委託受託企業に対する労働安全衛生体制の指導強化

すべての公共サービス職場から労働災害を一掃するため、毎月1回以上の安全衛生委員会の開催など各職場における労働安全衛生活動を点検します。その上で、委託事業者が法令を遵守していない状況であれば、当局責任の下、是正を行うことを確認します。

④ 災害対応や感染症対策など危機管理体制の強化

災害時対応では、安定的な公共サービスの提供にむけ、事前に十分な協議を行い、発災時対応が迅速に行われることを確認します。あわせて、感染症対策では感染拡大時に業務に支障をきたすことのないよう、危機管理体制の強化にむけ、必要な改善を求めます。

## 2025 現業・公企統一闘争 基本要件モデル（案）

### 【現業・公企職員（会計年度任用職員を含む）が直営で配置されている単組】

1. 自治体責任による質の高い公共サービスを安定的に提供するため、現業・公企職場の直営を堅持すること。
2. 将来にわたり安全かつ質の高い公共サービスの安定的な提供にむけ、退職者の補充はもとより、定年引き上げに伴う採用を抑制することなく、計画的に現業・公企職員の新規採用を行うこと。
3. すでに委託を行っている業務については、委託後も責任が自治体にあることから、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、実態把握のもと問題点を明らかにするなど業務委託に対する検証を行うとともに、安定的な提供にむけ再公営化すること。
4. すべての労働災害・職業病を一掃するという強い決意を持って、労働安全衛生管理体制の充実・強化をはかり、現場実態に即した労働災害防止対策を講じること。労働安全衛生法を遵守し、すべての職場で労働安全衛生委員会を月1回以上開催するなど、労働災害撲滅にむけ、労使一体となった取り組みを推進すること。
5. 誰もが65歳まで安全で安心して働き続けられる職場環境の構築にむけ、自治体現場の実情に応じた制度運用の改善を行うこと。また、多様で柔軟な働き方の選択が可能となる制度を構築するとともに、再就職を希望する全職員の雇用を確保し、再任用制度の充実・改善をはかること。
6. 技能労務職員の賃金はその職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等、職務の内容と責任に応ずるものであることを踏まえ、「働きがい・やりがい」が持てる技能労務職員の賃金を改善すること。
7. 住民が必要とする公共サービスが多種・多様化する中、的確に住民ニーズを捉えた公共サービスを提供するためには、住民に身近で接している現業・公企職員の知識や経験が必要不可欠であることから、「職の確立」にむけ現業・公企職員が培ってきた技術・技能・経験を活かせる労使協議の場を設置すること。
8. 自然災害が頻発する中、住民の生命と財産を守ることが自治体の責任であることから、自治体現場力を活用した危機管理体制を確立すること。また、災害時における参集基準や勤務・労働条件について協議するとともに、あらゆる災害を想定した効果的な訓練や研修を行うこと。
9. 現業・公企職員が担っている業務は、住民に必要な不可欠な社会基盤を支えていることから、感染症の感染防止対策を講じること。また、これまでの感染症対策を検証したうえで、事業が安定的に継続できる体制を構築するために必要な人員を配置するとともに、安心して働ける職場環境の整備をはかるなど、最大限の対策を講じること。

10. 現業・公企職場で働く会計年度任用職員は、正規職員と同様の労働関係法令が適用されることから、賃金・勤務労働条件の決定は労使合意が前提であり、十分な交渉を行うこと。その上で、改正地方公務員法ならびに改正地方自治法の主旨を踏まえ、「同一労働・同一賃金」の認識のもと、会計年度任用職員の賃金水準の改善をはじめ、あらゆる処遇を改善するとともに正規職員化をはかること。

11. 職務上必要となった資格の取得費用については、労働安全衛生法第 59 条に基づき事業者が特別教育を行わなければならないことから、公費負担とすること。

12. 地方公営企業の中長期的な経営基盤の強化方針・計画の検討状況の説明を求めるとともに、コンセッション方式を含むウォーター P P P や P P P / P F I の導入はさらなる人員削減による技術力の低下や災害時における対応も困難となるため、導入しないこと。

既に導入が決定している際は、住民へ事業の将来的な見通しや料金のあり方を丁寧に説明すること。あわせて、上下水道の広域化は、安易な事業統合や経営の一体化を進めないこと。

13. 経営形態の変更ならびに公営企業職場における「広域化」「官民連携」などの計画については、職員の賃金・労働条件の変更を伴う重要事項である。このことを踏まえ、これらの計画については 変更可能な時期の計画立案段階から十分な交渉期間を確保の上、事前協議・交渉を行うよう協約を締結すること。

14. 労働組合法第 6 条に基づき、労使合意された事項については、協約を締結すること。

### **【現業・公企職員（会計年度任用職員を含む）が直営で配置されていない単組】**

1. 自治体責任による質の高い公共サービスを提供するため、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、現業・公企職場における民間委託の実態を点検し、業務委託後のサービス水準や事業の推進状況などの検証を行うとともに、今後の運営形態について労使による協議の場を設け、安定的な提供にむけ必要に応じて再公営化を行うこと。

2. 総合評価制度や最低制限価格制度等の導入など入札改革を行うとともに、公契約条例を制定するなど、委託労働者の公正労働を実現すること。

3. すべての公共サービス職場 における労働安全衛生体制の確立にむけ、業務委託受託企業などに労働安全衛生法の遵守状況を確認するとともに、改善が必要な場合には是正を求めるなど適切な措置を講じること。

4. 災害発生時の対応については、事前に十分に協議し、発災後の対応が迅速に行われるよう危機管理体制を確認すること。また感染症の感染拡大により、業務に支障をきたすことが無いよう、危機管理体制の強化をはかり、必要に応じて是正を求めること。

## 職種別要求モデル（案）

### 【清掃職場】

1. 「廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられる性格の事業とは位置付けられていない」との最高裁判決を踏まえ、自治体における清掃職場の運営を直営とするなど責任ある対応をはかること。
2. 清掃職場は、災害や事故が発生すると重篤な事案につながることから、労働安全衛生法を遵守した職場体制を確立することはもとより、環境省が定めている「清掃事業における安全衛生管理要綱」に基づき、労働安全衛生体制の強化をはかること。
3. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を受け、自治体での分別収集・再商品化の促進が求められることから、住民に丁寧な説明を行うとともに、実施にむけた十分な予算を確保すること。
4. 自治体責任による地域実情に応じた公共サービスの提供にむけ、「ふれあい収集」などごみ出し困難者の支援をはかること。

### 【給食職場】

1. 学校給食施設および設備の整備管理にかかる衛生管理基準、ならびに労働安全衛生法第3条に基づき、食品の衛生管理を行うことはもとより、職員の健康管理を徹底する観点から、給食調理場に空調設備を設置すること。
2. ノロウイルスへの対策は、検査等により感染を未然に防ぐことが非常に重要であることから、調理従事者（以下、会計年度任用職員を含む）に対するノロウイルスの検便検査を行うこと。また、調理従事者およびその家族が感染性胃腸炎への感染および疑いがある場合、調理従事者が受検する高感度検査費用を全額公費で負担するとともに、適切な休暇制度を確立すること。
3. 子どもの貧困率の増加に伴い、食事回数が減っている子どもが存在し、子どもの生命に関わる大きな問題が生じている。学校の三期期間（春休み・夏休み・冬休み）においても同様の事態が発生していることを踏まえ、休校を想定した食事の提供体制、あるいは、学童保育に通う子どもたちへの食事提供体制の確立にむけて労働組合と協議すること。

### 【学校用務職場】

1. チェーンソーや刈払い機を使用する際、児童・生徒、または当該用務員等（会計年度任用職員、委託事業者を含む）の安全確保のために、労働安全衛生法第59条第3項が定める特別教育を適切に受講させること。あわせて、法令改正がされた際は、遅滞なく対策を講じるとともに、必要な予算を確保すること。
2. 高所や脚立からの転落事故が発生していることから、適切な安全装具（ヘルメット、安全帯等）を貸与すること。あわせて、労働者の安全を確保するためアスベストについても適切な対応をはかること。
3. 有機溶剤等材料の保管や児童・生徒が触ると危険な工具を使って作業するために、用務員等が管理する施錠付き作業室を確保すること。
4. 学校施設を適切に維持管理するにあたり、さまざまな廃棄物が排出されることから、法令

順守の下で適正に処分できる予算を確保すること。

## Ⅱ. 第1次闘争スケジュール

	行 動 内 容	日 程
1	県本部現業・公企闘争委員会設置	3月14日(金) 中央執行委員会
2	県本部現業評第1回幹事会	4月 5日(土) 郡山市労働福祉会館
3	県本部公企評第1回幹事会	4月13日(日) tette(須賀川市)
4	第1回現業・公企闘争委員会(WE B開催)	4月16日(水) 自治労福島県本部
5	県本部現業評・公企評合同四役会議	●月●日(●)
6	職場討議・要求書作成	4月18日(金)～5月20日(火)
7	2025県本部現業・公企統一闘争勝利総決起集会	5月10日(土) 福島県青少年会館
8	全単組オルグ	5月12日(月)～6月上旬
9	第一次闘争統一要求書提出ゾーン	5月20日(火)～6月 5日(木)
10	第一次闘争統一要求回答指定基準日	6月 6日(金)
11	第一次闘争統一交渉強化ゾーン	6月 6日(金)～6月19日(木)
12	第一次闘争統一行動日	6月20日(金)

### 【任務分担】

各総支部に責任者を置き、オルグ責任者として各総支部事務局長、その補佐のオルグ副責任者として、各総支部の現業・公企役員を配置することとします。

<総括責任者> 新 妻 浩(闘争委員長・県本部副執行委員長)

<副総括責任者> 鈴木 茂(副闘争委員長・県本部書記長)

<総支部体制>

#### ■県北総支部(内局専従者 ●● ●●)

総支部責任者	八 卷 真 一	(県北総支部長)
オルグ責任者	木 村 圭 介	(委員：県北総支部事務局長)
オルグ副責任者	二階堂 秀 樹	(事務局長：県本部現業評事務局長)
	伊 藤 孝	(委員：県本部現業評副議長)
	市 川 智 章	(委員：県本部公企評副議長)
	鈴 木 秀	(委員：県北現業評幹事)
	菅 野 利 栄	(委員：県北現業評幹事)

#### ■県南総支部(内局専従者 ●● ●●)

総支部責任者	常 松 康 司	(県南総支部長)
オルグ責任者	武 田 貴 志	(委員：県南総支部事務局長)
オルグ副責任者	有 馬 直 希	(副闘争委員長：県本部公企評議長)

	下 重 卓 也	(委員：県本部現業評副議長)
	根 本 敦	(委員：県南総支部現業評)

■会津総支部（内局専従者 ●● ●●）

総支部責任者	五十嵐 久 雄	(会津総支部長)
オルグ責任者	芳 賀 沼 崇正	(委員：会津総支部事務局長)
オルグ副責任者	二 瓶 正 則	(副闘争委員長：県本部現業評議長)
	飯 塚 美由希	(委員：県本部公企評事務局次長)

■浜 総支部（内局専従者 ●● ●●）

総支部責任者	星 慶 一	(浜総支部長)
オルグ責任者	末 永 暁 久	(委員：浜総支部事務局長)
オルグ副責任者	原 田 絢 也	(事務局次長：県本部公企評事務局長)
	小 林 昌 男	(委員：県本部現業評事務局次長)
	佐 藤 佳 太	(委員：県本部公企評副議長)
	鈴 木 三 奈	(委員：浜総支部現業評事務局長)
	稲 村 のり子	(委員：浜総支部現業評事務局次長)
	上 浦 崇 広	(委員：浜総支部現業評)

■県職総支部（内局専従者 ●● ●●）

総支部責任者	佐 藤 寛 喜	(県職総支部長)
オルグ責任者	川 村 美 彦	(委員：県職総支部事務局長)
オルグ副責任者	二 瓶 正 則	(副闘争委員長：県本部現業評議長)
	斎 藤 義 樹	(委員：県職総支部現業評幹事)
	鈴 木 貴 幸	(委員：県職総支部現業評幹事)

### Ⅲ. 現業・公企統一要求書（案）について

2025年 ●月 ●日

様

自治労福島県本部  
中央執行委員長 澤村英行

自治労 ●●●● 職員労働組合  
執行委員長 ●●●●

#### 現業・公企統一要求書

貴職におかれましては、地方自治の確立・住民福祉の向上、さらには東日本大震災・原発事故、頻発する自然災害からの復旧・復興・創生等、日々のご尽力に心から敬意を表します。

さて、自治体における現業・公企組合員は地域公共サービスの最前線で働いており、地域住民の立場に立った政策展開とサービス拡充のため、保健・医療職場をはじめ、清掃、学校、介護など様々な業務に携わり、住民の安心・安全な生活や社会インフラを維持するために欠かすことのできない存在です。

しかし、政府が推し進める「簡素で効率的な行政運営」の政策のもと、コストを最優先にした合理化を推し進め、とりわけ現業職場が合理化の対象とされ、退職不補充や安易な民間委託が導入され人員が削減され続けています。こうした動向は、政府の政策による「民間活力の活用」の考えのもと、現業職場をはじめとするあらゆる分野において民間委託を推し進めています。

質の高い持続可能な公共サービスを安定して提供するためには、人員確保や賃金・労働条件の改善、さらには労働安全衛生活動の強化が大変重要です。また、頻発する自然災害では、行き過ぎた人員・財政削減により、多くの自治体で避難所運営や災害ごみの収集・撤去、さらに社会インフラにおける応急修繕など多くの課題が生じ、改めて公共サービスの重要性和必要性が明確になりました。

こうした実態を踏まえ、今後、地域住民が安全・安心して暮らしていくために必要な公共サービスを安定的に提供できる体制の構築にむけて、正規職員による退職者の補充、さらなる拡充を含め現業・公企職員の人員確保を基本とし、下記の項目を要求します。

貴職におかれましては、要求内容を真摯に受け止め、 月 日までに文書による回答を求めるとともに、誠意を持って団体交渉に応じられることを要求します。

記

#### 1 現業・公企職場の直営堅持および正規職員による人員確保について

- (1) 自治体責任による質の高い公共サービスを提供し続けるため、業務量に応じた人員を確保するとともに、退職および欠員の補充は正規職員による補充を速やかにおこなうこと。
- (2) 近年多発している自然災害において、現業・公企職員が果たす役割が大きいことから、直営堅持を明確にし、職場の体制整備を行うこと。
- (3) 現業・公企職場において技術・技能の継承が喫緊の課題となっていることを踏まえ、新規採用計画を示すとともに、早急な対策に向けた協議の場を設けること。

## 2 現業賃金の改善について

- (1) 住民生活に欠かすことのできないエッセンシャルワーカーとして、地域公共サービスの提供に懸命に取り組んでいる現業・公企職員の士気の引き下げにつながらないように改善の視点を持ち、非現業職員との賃金格差解消をはかること。
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員や暫定再任用制度については、業務実態を踏まえ、業務量・責任に応じた賃金改善を行なうこと。

## 3 労働協約の締結と労使協議の場の設置について

- (1) 地域実情に応じた公共サービスの確立に向け、現場を熟知している現業・公企職員が今後必要とされる住民サービスの在り方など政策提言できるよう、労使による協議体制を確立すること。
- (2) 現業・公企職員の労働条件変更にとまなう事項については、事前に労働組合と協議し、合意された事項に関しての協約を締結すること。
- (3) 委託を行っている業務については、委託後も責任が自治体にあることから、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた適切な対応と安定的な提供にむけ、課題が生じている際は、再度、直営に戻すなど今後の運営形態について労使協議の場を設けること。
- (4) 水道事業の広域化の検討や計画がある場合、計画段階から労使協議の場を設けること。とくに、コンセッション方式およびウォーター P P P の導入は行わないこと。

## 4 労働安全衛生の確立について

- (1) 労働安全衛生法の遵守し、委員会を月 1 回以上定期的に開催するとともに、機能の充実と活性化をはかること。
- (2) 安全に安心して働くことのできる職場環境の整備にむけて、安全衛生点検などを行い、その改善をはかるとともに、公務災害の予防に努めること。

## 5 誰もが安心して働き続けられる職場環境の実現について

- (1) 誰もが安全で安心して働き続けられる職場環境にむけ、職種・職場実態に応じて 60 歳超職員の知識、技術、経験をいかす職務内容や配置等について検討すること。
- (2) 加齢に伴う体力低下などにより、従前と同じように業務を遂行することが難しい職種については、年金受給開始年齢までの雇用継続を大前提として、どのような職種、働き方、配置であれば 65 歳まで働き続けられるのか、職場実態に応じた検討と工夫をすること。

## 6 会計年度任用職員の処遇改善について

- (1) 現業・公企職場で働く会計年度任用職員は、正規職員と同様の労働関係法令が適用され、賃金・労働条件の決定は労使合意が前提でありことから、十分な交渉をおこなうこと。
- (2) 会計年度任用職員の賃金・勤務労働条件は、正規職員と比較して抑制されていることから、賃金水準の改善をはじめ、あらゆる処遇を改善すること。

## 現業・公企統一要求書の解説について

### 1 現業・公企職場の直営堅持および正規職員による人員確保について

現在の現業職場は、退職者の不補充により減少し続けています。正規職員から非正規へと置き換わり、このまま推移すれば正規職員による公共サービスは提供されなくなってしまいます。このことは行政責任の放棄にもつながるものであり、正規職員の採用による補充を求めます。

近年の災害対応において、自治体の役割である住民の生命と暮らしを守る力が失われている危機的な現状が明らかになりました。現業・公企職員が果たす役割が大きいことから、多発している災害時に力を発揮するため、現業職員の体制を求めるものです。

現業・公企職場では、職員減少が進み、人事異動ごとに事業を理解する職員が減少するなど、存続が危ぶまれている状況を踏まえ、職場の直営を基本に職員の技術継承や維持も見据えて計画的に人員を確保することを求めるものです。

### 2 現業賃金の改善について

現業職員が行っている業務は技能・職務遂行の困難度、職務の内容・責任など、非現業職員との差が見受けられないことから、現業職員を対象とした賃金削減を行わないよう強く求める必要があります。また、生活給であることから賃金の行政職との格差解消を求めるものです。

### 3 労働協約の締結と労使協議の場の設置について

現場の最前線で働く職員が、社会情勢の変化や地域住民の求めるニーズをくみとり、サービス提供の在り方など政策の提言ができる場を当局に設けさせるために要求するものです。

施設や業務のアウトソーシング（外部委託）などの出発点は管理運営事項であっても、その結果が労働条件や労働者の配置の変更をきたす場合はすべて労働条件の関わる交渉事項となり、事前協議制を求めるものです。

現在の民間委託は、民間に丸投げで、委託後のサービス水準の検証はじめ、しっかりとした業務・運営がされているかなどのチェックもおこなわれていないのが現状です。直営であろうと委託であろうと最終的な責任は自治体にあるということを当局にしっかり認識させ、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた適切な対応を求めるものです。

### 4 労働安全衛生の確立について

安全衛生委員会を最低でも月1回以上、定期的で開催するという法令を遵守することを求めます。同時に、安全管理者などの選任や産業医の定期的な職場巡視といった職務についても求めるものです。

また、職場の安全点検や労働環境改善の実施にむけた計画を策定させるなど、機能を充実させ快適な職場環境の構築を求めるものです。

### 5 誰もが安心して働き続けられる職場環境の実現について

定年の引き上げに関しては、現業職場特有の課題があります。現在の再任用職員の業務においても現職と同様の業務に就いていることが少なくない中で、現業職場は加齢による身体機能が困難な場合も想定されます。どんな職種であっても、年金支給開始までの雇用確保が必要であり、それを求めるものです。

### 6 会計年度任用職員の処遇改善について

現業職場には、この間の退職者不補充によって多くの会計年度任用職員が働いています。正規職員と同様な業務をおこなっているにも関わらず、正規職員と比較して抑制されていることから、均衡・権衡に基づいた処遇改善を求めるものです。また、遡及改定などの前年度からの積み残し課題についても改善を求めていかなければなりません。

## 2026年度単組登録納入人員確定作業と2025年度組織実態調査の実施について

自治労福島発第●●●号  
2025年4月●●日

各 単組執行委員長 様  
各 総支部長（事務局長） 様  
各 県本部執行委員 様

自治労福島県本部  
中央執行委員長 澤村英行

### 2026年度単組登録納入人員確定作業について 2025年度組織実態調査の実施について

日頃のご奮闘に対し、心より敬意を表します。

さて、毎年同時期に実施しております、「単組登録納入人員確定作業」及び「組織実態調査」について、例年同様併せて調査を実施させていただくこととなりました。

両調査は、単組組織の実態把握を通し、新規採用職員の組合員の加入・組織化、単組運営や将来の人材育成など多種多様な対応を図る基礎データとなっております。

つきましては、どちらも**6月1日基準日**で調査を実施しますので、留意点を参照のうえ、ご回答願います。

記

#### 〔単組登録納入人員確定作業について〕

##### 1. 確定作業の方法

- (1) 各総支部事務局長との間で確定作業を行い、5月14日（水）までに総支部にご報告ください。  
なお、確定作業において不明点等があれば必ず県本部までご連絡ください。
- (2) 作業日から基準日（6月1日）までの間に組織人員に変更が生じた場合は、6月2日（月）の正午までに県本部へ報告ください。

##### 2. 確定作業の留意点

- (1) 2025年6月1日現在の組織人員を基準とします。
- (2) 2026年度の納入期間は、2025年6月から翌年5月までの1年間とします。
- (3) 納入人員は、原則として組織人員の90%（端数四捨五入）とします。
- (4) 定年延長職員や非正規（会計年度任用職員・任期付職員・再任用職員等）の組合費徴収率を下げている場合、その徴収率の割合を以下のように調整します。  
※定年延長職員の説明については、調査票や記入例に記載しておりますので、ご参照ください。

一般組合員 (定年延長職員以外の正規職員の組合員)	●人×90%≒納入人員	●人 (四捨五入)
定年延長職員	●人×60%≒納入人員	●人 (四捨五入)
再任用職員 (定年前再任用短時間勤務、暫定再任用)	●人×50%≒納入人員	●人 (四捨五入)
その他 (会計年度、任期付等)	●人×30%≒納入人員	●人 (四捨五入)

- (5) 定年延長職員は正規職員ですが、納入人員が異なることから、学齢で60歳までの職員と別に人数を記入します。
- (6) 再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員と暫定再任用職員に分かれますので、それぞれの人数を記入してください。ただし、納入人員はどちらも同じです。  
※定年前再任用短時間勤務職員と暫定再任用職員の説明については、調査票や記入例に記載しておりますので、ご参照ください。
- (7) 「組合費」も「闘争組合費」も、同一の納入人員で算定します。単組において、会計年度任用職員・任期付職員・再任用職員等の組合員について闘争組合費を徴収していない場合でも、納入人員の調整は行いません。
- (8) 6月1日時点で確定した納入人員は、原則として年度途中での変更は行いません。

#### 〔組織実態調査について〕

- (1) 以前は5月1日現在で回答いただいておりますが、2021年から納入人員確定作業の基準日に合わせて、6月1日現在でご回答をお願いしております。
- (2) 6月1日現在の正規職員数（定年延長職員以外）、正規職員数（定年延長職員）、管理職及び指定職員数、定年前再任用短時間勤務職員数、暫定再任用職員数、任期付職員数、会計年度任用職員数、臨時・非常勤職員数について、現業（清掃、給食、学校用務、運転等）・非現業（一般行政、保育士、技師等）に分けて入力してください。  
※指定職員…人事・財政などで組合員対象から除かれている職員。
- (3) 各単組の組合費については、正規職員及び徴収対象となる職員の徴収率をそれぞれ入力してください。
- (4) 項目22では女性組合員数、23では単組執行部における女性の人数を入力してください。
- (5) 項目24は組織化方針の有無を入力し、組織化方針有りの場合で、規約等整備済みの場合は「済」を選択してください。
- (6) 項目25は、組織化（組合加入）を取り組んだ（取り組む）時期を入力してください。
- (7) 項目26に6月1日までに新規採用された職員数を、そのうち組合加入した新規採用人数を27に入力してください。
- (8) 項目28には、6月1日現在で組合に未加入の場合で、10月1日までに組合加入できる人数を入力してください。この場合、見込みでも結構です。

#### 〔調査票の提出方法〕

調査票のエクセルデータは各総支部から単組へ送信します。  
記入後、単組から各総支部へメールにて提出してください。

県北総支部 fax024-533-5889 TEL024-533-7330 事務局長 木村  
E-mail : jichirof@juno.ocn.ne.jp

県南総支部 fax0248-75-4449 TEL0248-75-3400 事務局長 武田  
E-mail : kennankyokucho@gmail.com

浜 総支部 fax0240-32-0790 TEL0240-32-0790 事務局長 末永  
E-mail : info@jichiro-hamasou.gr.jp

会津総支部 fax0242-27-8551 TEL0242-27-8550 事務局長 芳賀沼  
E-mail : jitirou.aizu@gmail.com

**〔提出期限〕**

調査票は、**5月14日（水）**までに各総支部事務局あてに送付願います。

各総支部事務局長は、**5月16日（金）**までに県本部へ送付願います。

**〔問い合わせ〕**

ご不明な点がございましたら、県本部へお問い合わせください。

〔納入人員調査〕：書記長 鈴木 茂

TEL024-523-4324 FAX024-526-2109

E-mail : syokichou@jichiro-fukushima.or.jp

〔組織実態調査〕：組織部長 福地 努

E-mail : sosiki@jichiro-fukushima.or.jp

2026年度単組登録納入人員報告・組織実態調査

入力するセル  
計算式入

単組名	役職
記入者	氏名

	職員数(人)		組合員数(人)		平均月額(円)	組合費	
	非現業	現業	非現業	現業		計	徴収率
1 定年延長以外の正規職員 (管理職及び指定管理職を含む)		0		0		/1000 + 定額	円
2 定年延長職員		0		0		/1000 + 定額	円
3 正規職員合計(1+2)	0	0	0	0		/1000 + 定額	円
4 管理職及び指定職員		0		0		/1000 + 定額	円
5 正規職員から管理職及び指定職員を除いた数(3-4)	0	0	0	0		/1000 + 定額	円
6 定年前再任用短時間勤務職員		0		0		/1000 + 定額	円
7 暫定再任用職員		0		0		/1000 + 定額	円
8 再任用職員合計(6+7)	0	0	0	0		/1000 + 定額	円
9 任期付職員		0		0		/1000 + 定額	円
10 会計年度任用職員		0		0		/1000 + 定額	円
11 臨時・非常勤職員		0		0		/1000 + 定額	円
12 組合書記		0		0		/1000 + 定額	円
13 その他		0		0		/1000 + 定額	円
14 合計(5+8+9+10+11+12+13)	0	0	0	0		/1000 + 定額	円

記入例：10/1000+定額300円

※定年延長職員は、昭和59（1984）年度生の方で定年延長で在職している方です。

※の欄に達した日（60歳の誕生日の前日）以降、定年年齢前に退職し、短時間勤務で在職している方です。

※定年前再任用短時間勤務職員以外の再任用職員のこと。定年齢の年度末を迎えた次の年度からの年度末までの再任用職員。定年前再任用短時間勤務職員も定年齢の年度末を迎えた次の年度からは、暫定再任用職員になります。

15 組合員数	0 (納入人員の基礎数)
16 納入人員	0 納入率

組合員数	人数	納入人員(四捨五入)
17 一般組合員(定年延長以外の正規職員の組合員数)	× 90% 〃	0
18 定年延長組合員	× 60% 〃	0
19 再任用組合員	× 50% 〃	0
20 任期付・会計年度任用職員等	× 30% 〃	0

21	単組事情により納入率が90%以下にならない場合、その理由を記入ください
----	-------------------------------------

22 女性組合員数	人
23 単組執行部のうち、女性の人数	人
24 任期付・会計年度・臨時非常勤職員の組織化方針 (組織化有の場合⇒規約等で対処されていれば済)	
25 組織化(組合加入)の時期	例：4月1日
26 2025年度新規採用人数	人
27 // (うち組合加入者数)	人
28 10月1日までの組合加入予定者数	人

2026年度単組登録納入人員報告・組織実態調査

入力するセル  
計算式入

単組名	●●町職労
記入者	書記長
氏名	●●●●
役職	●●●●

項目	職員数(人)		組合員数(人)		平均月額(円)	徴収率
	現業	非現業	現業	非現業		
1 定年延長以外の正規職員 (管理職及び指定管理職を含む)	100	5	105	90	4553	16/1000 + 定額 300円
2 定年延長職員	20	2	22	20	3952	10/1000 + 定額 300円
3 正規職員合計(1+2)	120	7	127	110	417	7/1000 + 定額
4 管理職及び指定職員	10	0	10	0	0	
5 正規職員から管理職及び指定職員を除いた数(3-4)	110	7	117	110	117	
6 定年前再任用短時間勤務職員	2	1	3	2	2232	8/1000 + 定額 300円
7 暫定再任用職員	8	4	12	8	2232	8/1000 + 定額 300円
8 再任用職員合計(6+7)	10	5	15	10	15	7/1000 + 定額
9 任期付職員	0	0	0	0	0	
10 会計年度任用職員	30	10	40	30	1953	5/1000 + 定額 300円
11 臨時・非常勤職員	0	0	0	0	7900	7900 + 定額
12 組合書記	0	0	0	0	0	7/1000 + 定額
13 その他	0	0	0	0	0	7/1000 + 定額
14 合計(5+8+9+10+11+12+13)	150	22	172	150	172	

15 組合員数	172 (納入人員の基礎数)
16 納入人員	119 納付率 69.2%

組合員数	人数	納入人員(四捨五入)
一般組合員(定年延長以外の正規職員の組合員数)	96	86 90%
18 定年延長組合員	22	13 60%
19 再任用組合員	15	8 50%
20 任期付・会計年度任用職員等	40	12 30%
		119

21 定年延長組合員や再任用組合員、任期付・会計年度職員等、納入人員の割り落とし対象の組合員が多いため。	単組事情により納入率が90%以下にならない場合、その理由を記入ください
--	-------------------------------------

22 女性組合員数	40人
23 単組執行部のうち、女性の人数	5人
24 任期付・会計年度・臨時非常勤職員の組織化方針(組織化有の場合⇒規約等で対処されていれば済)	有
25 組織化(組合加入)の時期	4月1日 例: 4月1日
26 2025年度新規採用人数	3人
27 //	2人 (うち組合加入者数)
28 10月1日までの組合加入予定者数	1人

記入例: 10/1000+定額300円  
※定年延長職員は、昭和39(1964)年度生の方で定年延長で在職している方です。

定年延長職員について昭和39(1964)年度生の方で定年延長で在職している方です。

※60歳に達した日(60歳の誕生日の前日)以降、定年前前に退職し、短時間勤務で在職している方です。

※定年前再任用短時間勤務職員以外の再任用職員のこと。定年延長の年度を迎えた次の年度から65歳年度までの再任用職員。定年前再任用短時間勤務職員も定年延長の年度を迎えた次の年度からは、暫定再任用職員になります。

定年前再任用短時間勤務職員について  
※60歳に達した日(60歳の誕生日の前日)以降、定年前前に退職し、短時間勤務で在職している方です。

それぞれの種別の組合員の合計額(直近の月のもの)をその種別の組合員数で割って算出した金額。

定年前再任用職員の数と暫定再任用職員の数との合計が再任用職員の合計になります。

暫定再任用職員について  
※定年前再任用短時間勤務職員以外の再任用職員のこと。定年延長の年度を迎えた次の年度から65歳年度までの再任用職員。定年前再任用短時間勤務職員も定年延長の年度を迎えた次の年度からは、暫定再任用職員になります。

「26」は6月1日までに新規採用された職員の数、「27」は「26」のうち組合員加入した人数、「28」は6月1日現在で組合員加入していないが、10月1日までに組合加入が見込まれる人数になります。

## 協議事項Ⅳ

# 自治労第 168 回中央委員会の開催と中央委員の割当について

下記の日程により自治労第 168 回中央委員会が開催されます。各総支部に中央委員の割当をしますので、選出くださるようお願いいたします。開催方法については、中央委員は対面出席、傍聴は対面・ウェブ出席併用となります。また、出欠確認・採決については電子投票システムにて行います。

### 記

1. 日 時 2025年5月29日(木) 12:30～18:00 休会予定  
5月30日(金) 9:00～13:00 終了予定
2. 会 場 東京「TOC有明 20階 WEST GOLD 20ホール」  
(住所)東京都江東区有明 3-5-7 (電話)03-5500-3535
3. 議 案 第1号議案 当面の闘争方針(案)  
[予 定] 第2号議案 2025年度一般会計・特別会計補正予算(案)  
第3号議案 その他(案)
4. 割 当 福島県本部中央委員定数＝7名  
□ 県本部枠3名(委員長・書記長・女性部)  
□ 総支部枠4名(県北・会津・浜・県職 各1名 ※ 県北は女性中央委員)  
※ 総支部枠中央委員の選出は各総支部事務局に一任します。  
※ 上記中央委員に当てはまらない県本部副委員長及び内局専従役員、県南総支部の代表1名については、県本部負担とします。但し、傍聴参加の扱いとなります。
5. 旅費負担 中央委員については県本部負担。  
傍聴者(県本部負担者除く)については、単組負担とします。
6. 参加報告 中央委員については、2025年4月24日(木)までに、総支部取りまとめの上、県本部に報告ください。傍聴参加については、2025年5月7日(水)までに、各単組から県本部に報告ください。県本部 FAX: 024-526-2109
7. そ の 他 中央委員の宿泊については県本部で手配します。  
昼食の準備はありませんので、各自ご対応ください。

## 2025年度県最低賃金引き上げ署名の取り組みについて

自治労福島発第●●号  
2025年4月21日

各 単 組 委 員 長 様  
各 中 央 執 行 委 員 様  
各 総 支 部 長 様

自治労福島県本部  
中央執行委員長 澤村英行

## 2025年度県最低賃金引き上げ署名の取り組みについて

日頃のご奮闘に対し、心より敬意を表します。

さて、現在の福島県最低賃金は、時間額955円となっています。最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない制度です。雇用形態や呼称に関わらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されています。いわば最低賃金制度は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットの役割を果たしてきました。これからも未組織労働者の「底上げ・底支え」の中心的な取り組みとして、最低賃金の重要性は増しています。しかしながら、最低賃金は、地域別最低賃金と産業別最低賃金があり、すべての労働者が同じ条件とはなっていないのが実情となっています。

一般労働者の賃金改正は4月が通例ですが、最低賃金の改正発効は10月からとなっています。このため連合福島は、今年も最低賃金引き上げと早期発効を求める署名行動を実施することとしました。

自治労としても、連合福島からの要請に応え、最大限の取り組みを行うこととしますので、各単組の協力を要請します。

### 記

1. 名 称 福島県最低賃金水準引き上げと早期発効を求める20万人署名
2. 取組対象 組合員、及びその家族。
3. 署名用紙 署名用紙（10,700枚）は、組合員数に按分して送付します。不足の場合は、増す刷り対応をお願いします。1枚5人連記。
4. 目 標 一組合員5筆以上とします。
5. 取組期間 最終集約日：2025年6月13日（金）
6. 教宣媒体 A4チラシ（単組1～10枚）

7. 送付先 自治労福島県本部 〒960-8042 福島市荒町1-21 協働会館4F

8. 留意点 署名の提出に当たっては、別紙「報告様式」を必ず添付ください。

自治労福島県本部 [担当] 佐藤あゆ  
TEL:024-523-4324 FAX:024-526-2109  
MAIL:[a.sato@jichiro-fukushima.or.jp](mailto:a.sato@jichiro-fukushima.or.jp)

## 2025年度最低賃金署名用紙配布一覧

2025年4月18日

単組名	組織人員	送付枚数	チラシ	単組名	組織人員	送付枚数	チラシ
福島市職労	1,701	1,200	10	会津若松市職労	772	500	5
伊達市職労	415	350	5	喜多方市職労	418	250	5
二本松市職労	251	200	5	西会津町職労	105	70	4
本宮市職労	196	150	5	磐梯町職労	61	30	4
川俣町職労	93	50	4	猪苗代町職労	135	70	4
桑折町職労	107	70	4	南会津町職労	197	150	4
国見町職労	104	90	4	下郷町職労	76	50	4
大玉村職労	69	45	3	只見町職労	75	50	4
市町村共済職労	26	15	1	会津坂下町職労	151	120	4
伊達衛生職労	9	1	1	柳津町職労	72	50	4
国保連労組	75	50	1	湯川村職労	53	30	3
土地連労組	43	25	1	金山町職労	56	30	4
福島県社協職労				会津美里町職労	177	130	4
福島スポーツ公社	17	5	1	会津広域職労	30	15	1
国見町社協職労	7	1	1	環境センター職労	4	1	1
川俣社協職労	56	30	1	若松観光労	23	5	1
福島GP職労	7	1	1	喜多方社協職労	10	1	1
				宮川土地改良職労	13	5	1
小計	3,176	2,283	48	小計	2,428	1,557	58
須賀川市職労	468	300	5	いわき市職連合	1530	1,000	10
白河市職労	407	250	5	南相馬市職労	775	500	5
棚倉町職労	112	70	4	相馬市職労	388	250	5
古殿町職労	68	30	4	飯館村職労	58	30	3
塙町職労	96	50	4	新地町職労	115	70	4
矢祭町職労	57	30	4	富岡町職労	137	100	4
矢吹町職労	121	70	4	檜葉町職労	86	50	4
泉崎村職労	51	30	3	広野町職労	67	30	4
中島村職労	56	30	3	浪江町職労	154	100	4
西郷村職労	141	100	3	大熊町職労	105	70	4
鏡石町職労	75	50	4	双葉町職労	64	40	4
天栄村職労	68	30	3	葛尾村職労	27	10	3
石川町職労	125	80	4	川内村職労	52	30	3
浅川町職労	65	30	4	いわき社福職労	3	1	1
平田村職労	56	30	3	相馬水道職労	21	10	1
玉川村職労	55	30	3	双葉水道職労	21	10	1
小野町職労	61	30	4	いわき市教文事労	17	5	1
小野病院職労	47	25	1	小計	3,620	2,306	61
岩瀬病院職労	219	150	1	福島県職連合	4372	3,000	10
白河広域職労	10	1	1	全国一般福島	96	50	1
東白衛生職労	18	5	1	福島ユニオン	0	0	0
福島県社事労	118	70	1	直属支部	4	1	1
				合計	16,190	10,688	248
小計	2,494	1,491	69				

# 連台福島は最低賃金の引き上げを 求めています!!

2024年10月1日より

福島県の法定最低賃金は、

# 955円

1時間当たり

## これより低い賃金は法律違反です!!

時給955円では年間2,000時間働いても年収191万円です。福島県において最低限の生活が可能  
な水準、連合リビングウェイジでは時間額1,130円が必要であると算出しております。

連合福島は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ  
の引き上げと地域間格差の是正に向け、早期に「誰もが時給1,000円」到達を目標に取り組み  
を強化しています。

**その実現のためにも、一人でも多くの皆さまの署名をお願いします。**

2025年 月 日

### 要 請 先

福島労働局長殿  
福島地方最低賃金審議会長殿

ご署名いただいた個人情報はこの  
目的以外に使用いたしません

日本労働組合総連合会福島県連合会  
会長 澤田 精一

2025年度最低賃金の引き上げと  
早期発効を求める署名

氏名	住 所

注) 未成年記入可。氏名・住所は全員記載。「同上」の「。」の使用は無効となります。

# 福島県最低賃金の引き上げと 早期発効を求める署名

～福島県の最低賃金を最低限の生活が可能な水準に引き上げよう～

### 要 請 趣 旨

最低賃金制度は、非正規労働者を含む県内すべての労働者の賃金の最低額を法律により  
保障するもので、定められた金額以下で働かせた場合、使用者は法律で罰せられる制度です。

現在の福島県最低賃金は、時間額955円で、年間2,000時間働いても年収191万円、最低  
限の生活が可能な水準ではありません。

最低賃金の引き上げは、非正規雇用や低所得者などのセーフティーネット強化、格差是  
正による労働力の都市部流出の防止はもちろること、労働者全体の賃金の底上げが経済  
の好循環につながることから、「誰もが時給1,000円」の到達に向け、最低賃金の引き上げ  
が不可欠であります。

このため連合福島は、福島労働局長ならびに福島地方最低賃金審議会長に対して、福島  
県最低賃金の引き上げと10月の早期発効を求めて署名活動を行いますのでご協力をお願い  
いたします。

### 要 請 事 項

1. 地域別最低賃金は「全国加重平均1,055円」に達したが、福島県は1,000円に達してい  
ない。一般労働者の賃金中央値の6割水準をめざし、まずは早期に「誰もが時給1,000  
円への引き上げ」に相応の引き上げを行うこと。
2. 福島県最低賃金の引き上げとあわせて、特定（産業別）最低賃金は、労働条件の向上  
又は事業の公正競争をより高いレベルで確保し、産業ごとの企業横断的な最低賃金水準  
を決定する役割を果たしている観点から、賃金水準の底上げと格差是正に努めること。
3. 福島県の復興、創生の施策として、最低賃金引き上げの重要性を十分に考慮すること。
4. 福島県最低賃金の改定審議時期を可能な限り早め、早期発効に努めること。
5. 最低賃金審査会においては、一般労働者の賃金水準を十分考慮し、水準を重視した審  
議を進めること。また、行政として円滑な審議の運営に努めること。
6. 地域別最低賃金は毎年行われていることから、最低工賃（内職等）の金額改定審議も  
毎年行うこと。

# Checkしてる?

## 今年の最低賃金

…都道府県ごとに毎年見直しされています。しっかり確認して、楽しく一所懸命に働けるよりよい職場にしていきたいですよ！

2024年10月5日から福島県の  
地域別最低賃金は

# 955円

午後10時～午前5時に勤務する場合は  
深夜割増25%を加算

深夜勤務の場合、少なくとも深夜割増25%が加算されます。この他にも、時間外労働や休日割増が加算されるケースもあります。詳しくは、連合へご相談ください。



- 最低賃金は、パートタイマーや学生、生バイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、原則すべての労働者に適用されます。
- 会社は、最低賃金額以上の賃金を支払う義務があります。違反には罰金も!
- 最低賃金額を下回る賃金は法律違反となり、下った場合は差額を請求できます。

「ちょっと不安」と思ったら、すぐに  
なんでも労働相談ホットラインへ

日本労働組合総連合会福島県連合会(連合福島)

0120-154-052

連合福島  
〒980-8105 福島市仲町4-8

# 最低賃金

「知っている」つもりじゃダメです!!

最低賃金の件名	最低賃金額 1時間	効力発生 年月日	適用除外業種	備考
福島県最低賃金	900円	R5.10.1		福島県内の事業場で雇用されるすべての労働者(パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用されます。
非鉄金属製造業	945円	R5.12.20		次の業は、福島県最低賃金が適用されます。 ●(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)納入後3ヶ月未満の期中であって、技術習得中の者 (3)清拭、片付けその他これらに準ずる軽微な業務に主として従事する者
電子部品・デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	900円	R5.10.1	医療用計測器製造業 (心臓計製造業を除く)	●電子部品・デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金については、上記業種に属する小売業・卸売業・倉庫業・郵便業・運輸業、取付け又は小売部品の包装若しくは納入の業務に主として従事する者
輸送用機器製造業	954円	R5.12.28		
計測・検査・分析・試験・調整器具製造業、時計・同部品製造業	928円	R6.1.12 ※1 R5.10.1～ R6.1.12までは 900円		
自動車小売業	960円	R5.12.2	二輪自動車小売業 (原動機付自転車を含む)	



- 時間給の場合…時間給 ≥ 900円  
●日給の場合…日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 900円  
●月給の場合…月給 × 12ヶ月 ÷ 年間総所定労働時間 ≥ 900円

最低賃金の減額の特例可制度

- 精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者、試の使用期間中の者、雇用の確保に必要とする者及び断続的労働に従事する者等で、使用者が福島労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。
- 最低賃金額に含めない賃金
  - 離時に支払われる賃金(結婚手当など)
  - 1ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
  - 時間外・休日・深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金など)
  - 精進手当、通勤手当、家族手当

連合福島HPQRコード

労働相談・各地連合会の情報はこちらから!

[添付用紙]

## 2025年度最低賃金署名実施結果報告書

単組名	
担当者名	

	送付日	集約枚数	累積枚数	集約筆数	累積筆数
回目	/	枚		筆	
回目	/	枚	枚	筆	筆
回目	/	枚	枚	筆	筆

最終集約日：2025年6月13日（金）必着

## 協議事項Ⅶ

### 2026年度地方財政確立に向けた地方自治法第99条に基づく議会採択の取り組みについて

自治労は、第167回中央委員会において、2026年度の地方財政計画・地方交付税総額の確保をめざす取り組みとして、6月議会での意見書採択に取り組むことを決定しました。

この方針に基づき、一般財源総額の確保と地方の行政ニーズに対応した地方財政計画の策定を求めて、地方自治法第99条に基づく、各自治体の6月議会での意見書採択の取り組みを行います。下記のとおり意見書のモデル案等を送付いたしますので、各地区連合・協力議員と連携のうえ、取り組みをお願いいたします。

#### 記

##### 1. 実施期間

6月策定予定の「骨太方針 2025」および8月の地方財政に関する概算要求に取り組みの焦点を合わせるため、2025年6月議会での意見書採択に取り組んでいただくようお願いいたします。

##### 2. 実施方法

地方自治法第99条の規定に基づく意見書提出

※なお、6月議会での取り組みが困難な場合は、9月議会での意見書採択の取り組みをお願いいたします。

##### 3. 実施単位

各都道府県議会、各市町村議会

##### 4. 意見書モデル案

別紙1モデル案を参考に、要求項目は、各自治体や議会の実情にあわせて、作成をお願いします。

各地区連合・協力議員と連携・調整のうえ、請願等の対応をお願いします。  
意見書の提出先は、別紙3（「地方議会意見書提出先」）をご確認ください。

##### 5. 参考資料

参考として、モデル要求書に簡単な解説をつけた説明資料（別紙2）を送付いたします。

## (別紙 1)

### 地方財政の充実・強化に関する意見書（モデル案・2026 年度版）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026 年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

#### 記

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
6. 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、

地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。

8. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体 DX にともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
11. 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

2025 年 6 月 日

都道府県議会 または 市町村議会

(別紙 2)

地方財政の充実・強化に関する意見書  
(取り組みの意義とモデル案解説付き～2026年度予算編成にむけて)

(取り組みの意義)

政府予算編成スケジュールでは、まず6月にいわゆる「骨太方針」が閣議決定され、翌年にむけた政府全体の基本的な方針が示されます。その後、8月には各省からの「概算要求」が取りまとめられ、年末の財務省・各省間の最終的な協議を経て、地方財政対策そして翌年の地方財政計画が総務省より公表されることとなります。地方財政確立にむけた取り組みは、こうした政府の予算編成のスケジュールに合わせて進めることが重要です。

地方自治法第99条では、議会の意見書提出権について「地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」旨を定めています。これは、「自治体の事務に属するものに限らず、自治体の公益に関係するすべての事項に及び得る」とされ、意見書を受けた国や関係省庁には受理の義務があると解されています。

意見書採択を行う目的は、政府全体の予算感が示される6月を一定のめどに、各地方議会から地方財政の重要性を直接国に訴えることにあり、一つでも多くの地方議会で採択を進めることが地方財政の確立につながります。

このモデル案については、基本的な部分は例年同様の内容となっておりますが、その時々状況により毎年修正をしています。総務省自治財政局等で予算案を編成する際は、こうした地方意見書の集約状況を必ず確認した上で対応されるといいます。意見書の採択を継続して行うことは、地方自治に対する視点を自治体側が強く持っていることの裏付けとしても重要となっております。

(要請項目の1)

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

<解説>

2025年度地方財政対策では一般財源総額が交付団体ベースで約63.8兆円(前年比1.1兆円増)、地方交付税総額は19.0兆円(前年比0.3兆円増)と前年度を上回る水準が確保されています。実際、昨年の骨太方針2024においては、2025年度の地方一般財源総額が2024年度地方財政計画の水準を下回らないように確保する旨が明確に記載されていました。しかし、それ以前の骨太方針2021では向こう3年間、2024年度までの複数年度にまたがる同水準ルールを位置付けていました。同水準ルールについては、行政需要の高まり、物価高、賃上げ基調時にあっては、逆に地方一般財源総額の上限となりかねない懸念もありましたが、複数年にまたがる財源確保に向けた予見性には寄与していました。このため、今年度の骨太方針2025においても、前年度水準はもとより、より積極的に財源を確保する旨の記載がされることが大きなポイントとなります。

現在、日本の国家財政また地方財政は、急激な高齢化を反映し、恒常的に社会保障費が増加する傾向にあります。これに加え、物価高騰、脱炭素化、DX、災害や感染症対策への対応も迫られています。このように公共サービスへのニーズは増加の一途をたどっているた

め、今まで通りの地方財政規模を確保するのみで、十分なサービス提供ができるのかは大いに疑問です。とくに地方で提供される社会保障などのサービスを支えているのは、現場の労働者です。こうした自治体の実態を踏まえれば、より積極的な財源と人員の確保を求めする必要があります。

(要請項目の2)

- とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

<解説>

前項でも指摘したとおり、2025年度地方財政計画については前年度水準が保たれています。このこと自体は地方三団体等からも歓迎的な考えが示され、自治体としても一定の評価をしています。また、歳出における一般行政経費の内訳を見ると、補助事業分が5.7%（昨年4.9%）増加、地方単独事業分への配分も3.3%（昨年2.8%）増加とここ2年間は例年より増加率が高くなっています。この間、国の補助事業分を厚く、地方単独事業分を抑制的に配分する傾向が10年程度続いてきましたが、地方単独事業には国の制度の不完全性を補完する役割があり、その対象も保育・子育て支援をはじめ、その他、予防・健診、救急医療、生活保護、障害福祉など多岐に渡っていることから、今後も地方単独事業費の充実を求めする必要があります。とくに社会保障分野はそれを支える労働者に頼るところが大きいことから、人材確保の視点に基づき、引き続き要請します。

(要請項目の3)

- 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

<解説>

2025年度地方財政対策においては、臨時財政対策債の発行額が2001年度の制度創設以来、初めてゼロとなりました。起債に頼った国家財政の運営とは一線を画し、自治体をはじめとする地方財政関係者による、健全化に向けた長年の努力の結果ともいえます。しかし、地方財政全体での長期債務残高は依然として171兆円に上り、地方財政がただちに盤石化したとまでは言えません。

地方自治体がより自律的に運営されるためには財源不足を生じさせないこと、地方固有の財源とされる地方交付税総額を引き上げること、すなわち、その原資となる国税収入における法定率を引き上げるといった抜本的な改革が必要です。

地方交付税法においても、普通交付税の総額が著しく不足している場合は、税率（地方交付税率）を引き上げる旨を規定しています。現行の地方交付税率は国税4税において、所得税の33.1%、法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%となっていますが、本来この比率を上げ、地方財源全体を引き上げることが重要です。

とくに消費税は地方による偏在性が少ない、安定的な税源です。その地域で税を支払い、その地域で受益する。こうした負担と受益の関係性を希薄化させないためにも、より偏在性の少ない租税のあり方を追求すべきです。

(要請項目の4)

4. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

<解説>

昨今取り沙汰されている、いわゆる「年収（103万円）の壁」について、2025年度与党税制改正大綱では、段階的に178万円まで引き上げることが明記されています。実際に、そこまで引き上げた場合、個人住民税における減収見込みは4兆円程度と試算されています。そのうえ、ガソリン税の暫定税率廃止が実施された場合、国と地方を合わせ、さらに1兆5,000億円程度の減収となり、これまでの地方税収のあり方を根底から見直す必要性が生じます。また、所得税の33.1%は地方交付税の原資でもあるため、所得税減税の実施も地方税収に対して間接的な影響を生じます。そもそも地方交付税は地方固有の財源と位置付けられており、そのことが国の施策によって損なわれることがあってはなりません。地方の財源に影響する案件については、事前に「国と地方の協議の場」を活用するなどし、国としてより慎重な対応を行うべきであり、国の施策により地方財政に影響がある場合は、必ずその補填をする責任があることを政府に対し示します

(要請項目の5)

5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取り組みの成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

<解説>

「地方創生推進費」（旧：まち・ひと・しごと創生事業費）の1兆円については、2015年度以降、一般行政経費における補助事業・単独事業とは別枠で計上されてきました。

「まち・ひと・しごと創生事業費」は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられており、これは2024年度までの時限措置だったため、これまで財源としての安定性に不安がありました。昨年度そして今年度も1兆円の財源は確保されていますが、その判断は時々の政権に委ねられた形とも言え、財源としての安定性には依然として不安が残されています。

また「地方創生推進費」では、ラスパイレス指数に基づく行革努力分や人口増減率等による取り組み成果などが交付算定の指標とされています。国の施策誘導ともいえるべき、運用上の問題もあることから、そうした算定方法の見直しについても要請します。

(要請項目の6)

6. 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

<解説>

2025年度地方財政計画では、社会的な賃上げ基調における地方公務員の給与改定等分として0.8兆円（うち1,450億円は会計年度任用職員分）が確保されています。さらに一般行政経費（単独）分として給与改善費0.2兆円が計上されており、これも会計年度任用職員における賃上げを織り込んだ措置となっています。2020年の会計年度任用職員制度の発足移行、会

計年度任用職員の処遇改善は恒常的に求められています。昨今の社会的な賃上げ基調に乗り遅れないよう、勤勉手当の支給と並行し、引き続き 2026 年度も必要な財政需要として要請します。

(要請項目の 7)

7. 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。

<解説>

地方公務員の給与は、地方自治の本旨と地方分権の理念に基づき、各地方自治体における労使交渉を踏まえて決定されるべきものです。総務省も、地方公務員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、各団体の議会において条例によって定められるもの、との考えを示していますが、総務省令では、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、特別交付税を減額することとしています。これらの措置は、人事委員会の勧告制度、労使交渉を経て、条例で定めるという給与決定の原則を否定することになりかねません。

今回の地域手当の見直しにより、地域手当に対する減額措置は解消されましたが、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されています。引き続き、国からの制裁措置と受け取れるような取り扱いについて、強く是正を求めます。

(要請項目の 8)

8. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体 DX にともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

<解説>

政府は DX 推進の一環として、自治体業務システムの標準化を推し進めてきました。しかし、2025 年度での全自治体完了は不可能となり、2026 年度以降の移行となった「特定移行支援システム」も指定されています。こうした強引な移行は自治体にもベンダーにも多大な負荷を与えていることから、今後は「期限第一」とせず「安全第一」の観点に立ち、無理のない移行と国費による確実な財政支援を行うことが必要です。とくに標準化においては、ランニングコストの 3 割削減が掲げられていたものの、自治体の調査でも実際のランニングコストが 2~4 倍に跳ね上がったというケースが多く報告されています。固定費の増加はとくに小規模自治体では深刻な財政圧迫となるため、こうした掛り増しとなった維持・運営コストについても何らかの支援は不可欠です。また、マイナンバーカードの普及のため、健康保険証・運転免許証の一体化などが矢継ぎ早に実施され、自治体・利用者間での混乱も生じています。管轄する省庁がそれぞれ DX 施策を打つことにより、自治体では業務的な混乱が起きていると同時に、省庁ごとに財政補助の範囲が異なり、十分な支援が受けられないといった財政面での不安も高まっています。自治体 DX は国策として進められていることを踏まえた責任ある財源措置を求めます。

(要請項目の 9)

9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項

目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

<解説>

国は東京一極集中を是正し、地方創生を進めることを大きな目標としていますが、そのためには地域における交通手段をいかに確保するのかが、改めて喫緊の課題として問われています。そうした地域公共交通政策の立案においては、当該自治体の年齢構成、地形、学校や医療施設また商業施設などの分布など、地域の実情に精通している担当者が不可欠なことから、まず公共交通専任担当者の配置にむけた人件費補助の確保が重要です。また、昨年度から自治体が独自のこども・子育て政策を実施できるように、一般行政経費（単独）が1,000億円増額され、普通交付税の新たな算定費目として「こども子育て費」を創設されており、地域公共交通についても、こども・子育て政策と同様に扱われるよう要請します。

（要請項目の10）

10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

<解説>

総務省は「合併後の市町村の姿の変化に対応した交付税算定」で、2014年度から5年間をかけて、支所経費の算定充実、人口密度等の補正係数の引き上げ、標準団体の面積の見直しなどを進め、合併時点で想定されなかった財政需要として6,700億円程度を交付税の算定に反映させてきました。また合併にかかわらず、2005年に普通交付税算定から廃止されていた人口急減補正が2010年に復活、2016年に拡充された経緯もあることから、今後も全国的に直面する人口減少問題に備えた対応が求められます。

（要請項目の11）

11. 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

<解説>

2025年度地方財政対策では昨今の物価高に対応し、自治体施設の光熱費、さらにはサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に1,000億円が計上されています。公共サービスにおける公正労働基準の確立にむけては、従来から取り組んでいる公契約条例の制定運動の推進が必要ですが、今回の予算措置も踏まえ、自治体の行う事業における適切な人件費の積算がされるよう、2026年度政府予算にむけても同様の財政支援を求めます。

(別紙3)

<地方議会意見書提出先>

額賀 福志郎 衆議院議長	〒100-0014 千代田区永田町 1-7-1	衆議院内
関口 昌一 参議院議長	〒100-0014 千代田区永田町 1-7-1	参議院内
石破 茂 内閣総理大臣	〒100-8914 千代田区永田町 1-6-1	内閣府内
加藤 勝信 財務大臣	〒100-8940 千代田区霞が関 3-1-1	財務省内
村上 誠一郎 総務大臣	〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2	総務省内
福岡 資麿 厚生労働大臣	〒100-8916 千代田区霞が関 1-2-2	厚労省内
中野 洋昌 国土交通大臣	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	国交省内
平 将明 デジタル大臣	〒102-0094 千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町	デジタル庁内
三原 じゅん子 内閣府特命担当大臣 (こども政策 少子化対策)	〒100-8914 千代田区永田町 1-6-1	内閣府内 若者活躍 男女共同参画、共生・共助)

(別紙4) 自治労福島県本部 宛  
メール：syokichou@jichiro-fukushima.or.jp  
FAX：024-526-2109

## 地方財政の充実・強化を求める意見書採択・報告書

2025年6月議会・9月議会・意見書報告用

単組名：\_\_\_\_\_

担当者名：\_\_\_\_\_ 連絡先 TEL \_\_\_\_\_

**【報告期限】** 6月議会：7月25日（金） 9月議会：10月10日（金）

	県本部 報告日	取組みの 有無	意見書採 択の有無	備 考
6月議会	月 日			
9月議会	月 日			

- ※ 県本部報告日以外は、「○」「×」でご記入ください。
- ※ 意見書が採択された場合は、その写しも県本部に送付ください。

自治労福島県本部（担当：鈴木）  
TEL：024-523-4324

## 自治労福島県本部の書記政策の周知について

### 1. 若干の経過

- ① 「自治労福島県本部の書記政策」（以下、「書記政策」という）は、2020年2月7日開催の第106回臨時大会で、可決承認され策定されました。
- ② 2020年2月10日付 自治労福島発第180号にて、書記政策について周知するとともに、単組役員及び書記が共に書記政策について理解を深め、実践するように通知しました。

### 2. 今後の対応

- ① 単組は、新年度の役員交代期に当たるところがあることから、自治労運動の担い手としての書記の役割、書記を雇用する機関（単組）の責任を定めた「書記政策」について、再度、周知する。
- ② 県本部は、県本部書記会議と連携し、単組の書記の雇用実態等について調査を行う。
- ③ 県本部は、今後、単組役員が使用者として遵守すべき必要な労働諸法規等の情報提供を行う。
- ④ 書記のスキルアップのための研修・交流の機会について、県本部書記会議と連携し取り組む。
- ⑤ 単組の組織強化の視点からの財政支援策について、検討を進める。

### 3. 添付書類

<添付>自治労福島県本部の書記政策（P. 56）

# 自治労福島県本部の書記政策

第 106 回臨時大会決定  
2020 年 2 月 7 日

## ◆はじめに

1. 自治労は、1974 年 8 月第 5 次組織強化長期計画付属方針「自治労書記政策の確定について」（以下、74 年書記政策）を策定しました。更に 2004 年 8 月、書記をとりまく状況の変化等から、74 年書記政策の基本を踏まえながらも、74 年書記政策を見直し、新たな「自治労の書記政策」を策定しました。
2. 74 年書記政策は、ILO87 号条約の批准にともない公務員労働者の在籍専従が制限されるなかで、離籍専従制度の確立と対応して専従役員（機関役員）と書記によって担われる書記局体制を強化していくために、書記の役割と労働条件を確立することをめざしました。更に、書記の自治労運動推進者としての役割、書記の組合員化、組合員を基準とした賃金・労働条件の確立、書記会議の設置をうたいました。これら書記政策の基本的な課題は、時間を経るなかで、次第に自治労の各級機関に定着してきました。
3. その後、2002 年の人事院勧告が史上初のマイナスとなるなど、長引く景気低迷と自治体財政危機を背景とした地方公務員賃金の切下げ、行政改革の進展にともなう地方公務員の定員抑制・削減によって、自治労は、産別組織総体としての組合員と組合費収入の減少という、これまでにない事態に直面しました。また、市町村合併の進行により、自治労組織そのものの単位の変更を根本から迫るものとなりました。そのような状況下自治労は、地方分権を担うための自治体改革運動・政策闘争の強化、地方公務員に限らない幅広い組織化による地域公共サービス産別の建設、民主的公務員制度改革などの新たな課題に取り組みました。また、自治労産別の自主福祉運動は、金融自由化のもとで事業体質の強化を図ってきました。さらに、自治労においても情報化・OA化等が飛躍的に進展するとともに、21 世紀に突入により、書記をとりまく状況は大きく変化し、更に書記に求められる役割や条件を整理し直すため、2004 年 8 月第 75 回定期大会で新たな「自治労の書記政策」を確立しました。
4. 県本部においても、本部方針に基づき、自治労運動の強化・発展に向けて、活動家の育成と共に運動の砦として重要な書記局体制の確立と充実を図らなければなりません。そのため、役員とともに自治労運動の中軸を担い、書記局体制の一翼を担う書記の任務・役割を明確し、「県本部第 14 次組織強化基本計画」との整合性を保つ必要があります。
5. 県本部は、「自治労の書記政策」を基本に、「県本部書記政策」を策定し、書記の組織的位置づけと任務及び役割、賃金・労働条件等について、具体的な方向性を示すこととします。

## ◆書記政策の基本

1. 自治労運動・県本部運動は、加盟する単組のすべての組合員の自発的参加によって進められることにより、強化・発展します。県本部・単組役員と雇用される書記は、自治労運動・県本部運動を積極的に推進するために共通の目的を持たなければなりません。
2. 書記は、自らが自治労の一員であることを自覚し、あらゆる運動推進のための重要な役割を担う立場にあることを認識するとともに、自治労の発展に積極的に参画します。
3. 役員と書記は、個人の尊厳を重んじ、緊密な連携と信頼関係により良好なパートナーシップを築き上げます。
4. 県本部・単組の役員は、使用者として労働諸法規を遵守し、雇用の確保、賃金・労働条件・職場環境の改善、スキルアップのための研修・交流の機会の十分な確保、健康増進・福利厚生の上をを進めます。
5. 書記は、自治労の諸活動にとまなうさまざまな業務を担うために、基本的な知識を身に付けるとともに、業務処理技術・専門的知識の習得に向け努力します。
6. 役員と書記は、共にあらゆるハラスメントについて概念の共有化と認識を深め、ハラスメントのない職場づくりを進めます。

## ◆書記政策の具体化に向けて

1. すべての書記の自治労組合員化を進めます。県本部直属支部以外の書記は、当該単組の所属とし、当該単組は組合員としての権利、義務を保障します。
2. 恒常的な業務を担う書記の雇用は、雇用期限の定めのない正規職員を基本とし、非正規雇用は、繁忙期等短期間に限定することを基本とします。
3. 役員及び書記は、定期的に書記局会議を開催し、お互いに誠意をもって緊密な意思疎通・情報交換を行い、諸般の目的達成に努めます。
4. 県本部において、自治労の補助機関としての書記会議の活動を確立します。県本部・単組は、所属する書記の書記会議への参加を保障します。
5. 県本部・単組は、書記研修制度を確立・充実させます。また、書記の県本部書記会議や本部、地連等が主催する学習会、研修会、交流会等へ参加しやすい職場環境づくりを進めるとともに、積極的に参加できるよう配慮します。特に、一人職場、少人数職場における書記の参加を保障します。
6. 書記の賃金、諸手当、退職金、その他の労働条件並びに福利厚生制度は、当該単組組合員の条件を基準とします。そのため、書記を雇用する単組は、長期的な財政確立・人件費確保に留意し、雇用契約の締結、就業規則を制定するとともに、労働諸法規を遵守します。
7. 県本部は、単組の書記の使用者としての義務履行等を進めるため、指導を行います。更に組織強化の視点から財政措置等を含めた単組支援を行うこととします。
8. 県本部は、役職員福利厚生規程諸制度の安定的な運営に努めるとともに、自治労組合員籍を有する全ての書記に対し、自治労互助年金共済会加入を進めます。
9. 県本部・単組は、自治労方針に基づき、採用、人材育成、任務分担、賃金・労働条件等における男女平等を推進するとともに、あらゆるハラスメントのない職場づくりを進めます。

## 県本部機関会議等の開催日程について

### (1) 県本部第6回単組代表者会議(WEB)

- 日 程 2025年5月21日(水)18:00~19:30
- 会 場 福島市「自治労福島県本部よりWEB配信」
- 関連会議 県本部第6回中央執行委員会(WEB) 5月21日(水)16:00~

### (2) 自治労第168回中央委員会

- 日 程 2025年5月29日(木)12:30~30日(金)13:00
- 会 場 東京「TOC有明」

### (3) 第44回全日本自治体職員スポーツ大会福島県大会(バレーボール)

- 日 程 2025年6月7日(土)~8日(日)
- 会 場 本宮市「白沢体育館」
- 関連会議 事前会議 5月22日(木)14:00~ 福島市「福島県職員会館(予定)」  
※ 事前会議はWEBシステムを利用し、オンライン開催予定

### (4) 第44回全日本自治体職員スポーツ大会福島県大会(軟式野球)

- 日 程 2025年6月25日(水)~26日(木) 予備日27日(金)
- 会 場 白河市「白河グリーンスタジアム・ブルースタジアム」
- 関連会議 事前会議 6月11日(水)14:00~ 福島市「自治労福島県本部(予定)」  
※ 事前会議はWEBシステムを利用し、オンライン開催予定

### (5) 県本部第108回中央委員会

- 日 程 2025年7月25日(金)10:00~16:00
- 会 場 福島市「ホテル福島グリーンパレス」

### (6) 東北地連スポーツ大会

- 日 程 2025年7月31日(木)事前会議・開会式・レセプション  
2025年8月1日(金) 野球(1日目)、バレーボール  
2025年8月2日(土) 野球(2日目)
- 会 場 秋田県秋田市にて開催 野 球「こまちスタジアム・さきがけ八橋球場」  
バレーボール「秋田県立体育館」

### (7) 自治労第99回定期大会

- 日 程 2025年8月25日(月)~27日(水)
- 会 場 栃木県宇都宮市「ライトキューブ宇都宮」
- 関連会議 事前会議・各補助機関等関連会議

### (8) 県本部第117回定期大会

- 日 程 2025年10月10日(金)~11日(土)
- 会 場 猪苗代町「ホテルリステル猪苗代」

**(9) 第 33 回全日本自治体職員等女子バレーボール選手権全国優勝大会**

- 日 程 2025 年 9 月 6 日(土)～7 日(日)
- 会 場 三重県津市「日硝ハイウエアーアリーナ」
- 関連会議 9 月 5 日(金) 出場組織代表・出場チーム代表・監督合同会議  
「三重地方自治労働文化センター」  
開会式・レセプション  
「\_\_\_\_\_」

**(10) 県本部 2026 春闘討論集会**

- 日 程 2026 年 1 月 16 日(金)13 : 00～17 日(土)11 : 30
- 会 場 郡山市「ホテル華の湯」

**(11) 県本部第 118 回臨時大会**

- 日 程 2026 年 2 月 6 日(金)10 : 00～16 : 00
- 会 場 福島市「ホテル福島グリーンパレス」

協議事項区

当面の日程について

[P- 61 ]

協議事項X

その他





立憲民主党

参議院議員  
(自治労組織内議員)

声を力に、  
一歩前へ

岸  
あかり



QRコード インターネットで、「岸あかり」を検索してください。

岸あかり 検索

室内掲示用

総合共済

団体生命共済

長期共済  
税制適格年金



人と人との助け合い  
安心・安定・信頼の共済を創ろう!

住まいる共済

子ども保障  
満期金付  
タイプ

じちろう  
マイカー共済

私たちは、消費生活協同組合法にもとづき  
営利を目的としない保障の生協として共済事業を営んでいます。  
組合員一人一人が運営の担い手となり、  
組合員とその家族の暮らしを互いに支えあっています。  
組合員だから利用できる各種共済。  
さあ、あなたも仲間に入りませんか？

総合共済

団体生命共済

長期共済

税制適格年金

じちろう  
子ども保障満期金付タイプ

全労済の住まいる共済 火災共済・自然災害共済

じちろう  
マイカー共済

# じちろう共済

ご不明な点があれば、まずは組合にご連絡ください。

**全労済** 全日本自治労働者共済生活協同組合連合会  
**自治労共済本部** 全日本自治労働者共済生活協同組合

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ご契約にあたってはパンフレットをご覧ください